

# 島本町スポーツ推進委員名簿

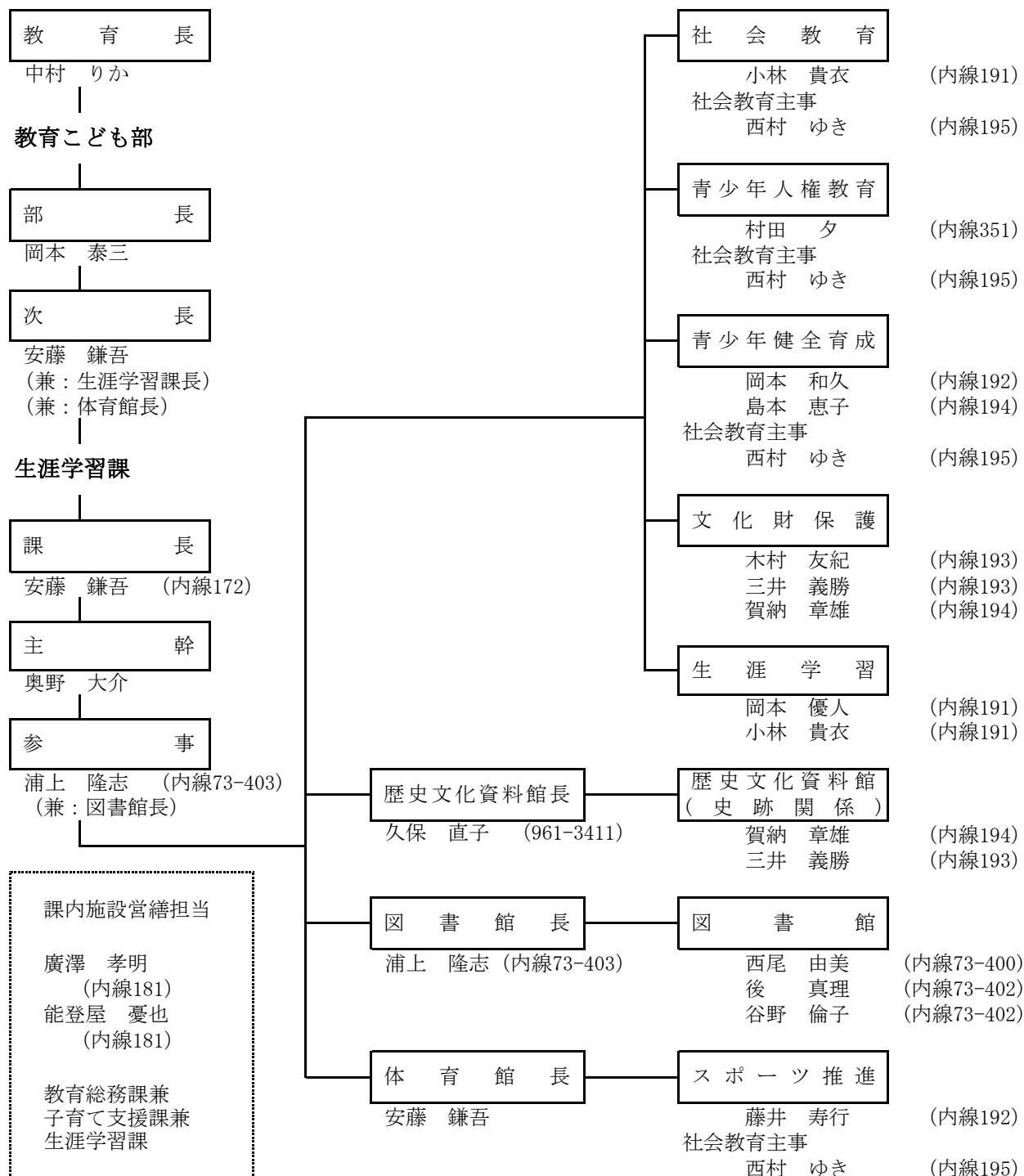
(任期:令和4年4月1日～令和6年3月31日)

	氏名	住所	就任年月日
1	かめやま さとし 亀山 是	島本町山崎二丁目	平成24年4月1日
2	たばたかな え 畑佳 苗	島本町桜井五丁目	平成26年9月1日
3	かきもと しょうへい 柿本 祥平	島本町山崎一丁目	平成29年6月1日
4	かしわ なみね 柏 凧音	島本町若山台二丁目	令和3年9月1日
5	つやま さえり 津山 紗江里	島本町若山台一丁目	令和3年9月1日



# 令和4年度 教育こども部 生涯学習課 組織及び担当者一覧

令和4年4月1日現在



- 生涯学習課 直通電話番号 : 075-962-6316 (文化財)
- 生涯学習課 直通電話番号 : 075-962-0792 (社会教育・青少年)
- 教育委員会事務局FAX番号 : 075-962-0611 (スポーツ・生涯学習)
- 生涯学習課メールアドレス : syougai@shimamotocho.jp

- ◇ 町立人権文化センター 住所 : 島本町広瀬二丁目22番27号  
電話番号 : 075-962-4402 FAX番号 : 075-962-4499
- ◇ 町立歴史文化資料館 住所 : 島本町桜井一丁目3番1号  
電話番号 : 075-961-3411 FAX番号 : 075-585-3411
- ◇ 町立図書館 住所 : 島本町桜井三丁目4番1号  
電話番号 : 075-962-4364 FAX番号 : 075-962-1051
- ◇ 町立体育館 住所 : 島本町桜井二丁目11番22号  
電話番号 : 075-962-1331 FAX番号 : 075-962-1331



# 島本町教育委員会事務局教育子ども部施設一覧

(令和4年4月1日現在)

施設名	郵便番号	電話番号	校・園・所・室長名	
	所在地	FAX		
第一小学校 (364)	〒618-0011	075-961-1193	校長	高本 賢
	島本町広瀬一丁目5番5号	075-961-1194	教頭	藪田 香織
第二小学校 (365)	〒618-0002	075-961-1195	校長	山田 敏博
	島本町東大寺四丁目167	075-961-1196	教頭	西井 幾子
第三小学校 (366)	〒618-0022	075-962-2521	校長	下村 聡美
	島本町桜井二丁目25番1号	075-962-2522	教頭	土居 和彦
第四小学校 (367)	〒618-0012	075-962-2311	校長	川口 直樹
	島本町高浜二丁目2番1号	075-962-2312	教頭	岡澤 潤
第一中学校 (368)	〒618-0014	075-961-1197	校長	西田 敦子
	島本町水無瀬一丁目19番4号	075-961-1198	教頭	加藤 崇
第二中学校 (369)	〒618-0002	075-962-1177	校長	松本 剛
	島本町東大寺四丁目150	075-962-1179	教頭	石橋 孝之
教育センター (962-4255)	〒618-0011	075-962-4255	所長	堀田 守人
	島本町広瀬三丁目1番30号	075-962-4256		
第二保育所 (381)	〒618-0011	075-961-0960	所長	西郷志保子
	島本町広瀬五丁目2番22号	075-961-0960	副所長	八田 二歌
第四保育所 (383)	〒618-0021	075-961-1588	所長	蒲原 慎介
	島本町百山4番2号	075-961-1588	副所長	山本 千尋
第一幼稚園 (362)	〒618-0015	075-961-6456	園長	堀井 千香
	島本町青葉三丁目1番1号	075-961-6450	教頭	長谷川大樹
第一学童保育室 (*82)	〒618-0011	075-962-5408	室長	安田美代子
	島本町広瀬一丁目5番5号	075-962-5408		
第二学童保育室 (*83)	〒618-0002	075-962-5422	室長	米田 裕美
	島本町東大寺四丁目167	075-962-5422		
第三学童保育室 (*84)	〒618-0022	075-962-5424	室長	村上 薫
	島本町桜井二丁目25番1号	075-962-5424		
第四学童保育室 (*85)	〒618-0012	075-962-5426	室長	衣川 淑子
	島本町高浜二丁目2番1号	075-962-5426		
図書館 (73-403)	〒618-0022	075-962-4364	館長	浦上 隆志
	島本町桜井三丁目4番1号	075-962-1051		
歴史文化資料館 (961-3411)	〒618-0022	075-961-3411	館長	久保 直子
	島本町桜井一丁目3番1号	075-585-3411		
体育館 (371)	〒618-0022	075-962-1331	館長	安藤 鎌吾
	島本町桜井二丁目11番22号	075-962-1331		



各市町村スポーツ推進委員（協議）会会長 様

大阪府スポーツ推進委員協議会  
会長 齊喜 博美

令和4・5年度大阪府スポーツ推進委員協議会評議員の選出について（依頼）

本協議会の令和2・3年度役員の任期が、大阪府スポーツ推進委員協議会規約第13条第1項の規定により満了いたします。

つきましては、同規約第6条に基づき、標記役員を選出の上、別紙様式により下記のとおり報告願います。

なお、令和4年度の評議員会は、5月12日に開催予定です。

また、評議員会で理事に選出された場合は、引き続き理事会にご出席いただくこととなりますので、本人への周知について、よろしくお願います。会議の日程等詳細については、別途通知させていただきます。

記

1 選出役員 評議員 1名（大阪市2名）・ 補充評議員 1名  
〔 評議員の方が理事・監事に選出された場合は、補充評議員の方が 〕  
評議員となります

2 提出先 大阪府教育庁教育振興室  
保健体育課 競技スポーツグループ内  
大阪府スポーツ推進委員協議会 事務局 中田 将人

TEL 06-6944-9366（ダイヤルイン）

FAX 06-6941-4815

Email : [NakataM@mbox.pref.osaka.lg.jp](mailto:NakataM@mbox.pref.osaka.lg.jp)

※ E-mailでのご提出をお願いします。

3 提出期限 令和4年4月25日（月） 期限厳守

大阪府スポーツ推進委員協議会  
評議員 様

大阪府スポーツ推進委員協議会  
会長 齊喜 博美

令和4年度 第1回評議員会・理事会・表彰委員会の開催について（通知）

標記の会議を下記のとおり開催いたしますので、ご多忙のところ恐縮ではございますが、ご出席くださいますようお願いいたします。

なお、お手数ながら、別添様式により **4月27日（水）までに府事務局あて** 出欠のご回答を、別添様式によりメールにてお願いします。

記

1 日 時 令和4年5月12日（木） 評議員会 午後2時30分～午後3時30分  
理事会・表彰委員会 午後3時45分～午後5時15分

※評議員会で理事に選出された方は、理事会への出席をお願いいたします。

※既に地区で理事候補者が決まっている場合は、当該市町村の補充評議員も評議員会に同席いただきますようお願いいたします。

2 会 場 たかつガーデン たかつ東中  
大阪市天王寺区東高津町7番11号  
■ 近鉄「大阪上本町駅」から 約200m  
■ 大阪メトロ「谷町九丁目駅」から約500m

3 議 題 <評議員会>  
(1) 令和3年度事業報告・収支決算について  
(2) 令和4年度事業計画・収支予算（案）について  
(3) 令和4・5年度大阪府スポーツ推進委員協議会理事・監事の選任について  
(4) その他

<理事会>  
(1) 令和4・5年度大阪府スポーツ推進委員協議会役員の選任について  
(2) その他

<表彰委員会>  
文部科学大臣表彰（スポーツ推進委員功労者）について

〔 問合せ先 〕

大阪府教育庁 保健体育課  
競技スポーツグループ内  
大阪府スポーツ推進委員協議会事務局  
担 当： 中田 将人  
TEL : 06-6944-6904（ダイヤルイン）  
FAX : 06-6941-4815  
E-mail NakataM@mbox.pref.osaka.lg.jp



令和 4 年度

---

教育・保育重点目標及び関係機関  
に対する指示事項

---

令和 4 年 3 月  
島本町教育委員会

## 目 次

はじめに .....	1
I 知・徳・体の調和と生きる力の育成 .....	3
【1】小中一貫教育の推進及びキャリア教育の推進 .....	3
【2】確かな学力の育成 .....	4
【3】英語教育の推進 .....	6
【4】豊かな人間性の育成 .....	7
【5】健康教育・保育の充実と体力づくりの推進 .....	9
【6】保幼小連携の推進 .....	11
【7】支援教育・保育の充実 .....	12
II 信頼される学校・幼稚園・保育所・学童保育室づくり .....	13
【1】地域に根付いた学校・幼稚園・保育所・学童保育室の運営体制の推進 .....	13
【2】安全・安心な学校・幼稚園・保育所・学童保育室づくり .....	14
【3】教職員の資質向上とサービスの徹底 .....	16
【4】快適な教育・保育環境の整備 .....	18
III 社会教育と生涯学習の推進 .....	19
【1】青少年健全育成の推進 .....	19
【2】文化財保護の推進 .....	20
【3】生涯学習活動の推進 .....	21
【4】図書館サービスの推進 .....	22
【5】スポーツ活動の推進 .....	23

## はじめに

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」（平成27年4月1日施行）により、地方における教育行政を実施していく上で、教育委員会の責任体制の明確化や首長との連携の強化が今まで以上に求められることとなっており、5年以上が経過した。

本町においても、平成27年度に「総合教育会議」を設置し、町長と教育委員会の密なる連携の下で目指すべき町の教育目標として、以下の5点を基本とする「島本町教育大綱」（平成28年1月12日）を策定し、この大綱に沿って教育行政のより一層の充実を図ってきた。

### ○生きる力があふれる島本っ子を育みます

恵まれた自然環境の中で、多くのことを学びながら夢や志を持ち、力強く生きる力を育みます。また、人のあらゆる活動の源になる体力を幼児期からしっかりと身に付けられるよう、子どもの体力・運動能力の向上を図ります。

### ○豊かな人間性と確かな学力を培います

人を尊重する気持ちや生命、自然を大切に思う豊かな情操を培い、自らを律し、人を思いやる心を育てます。また、基礎的・基本的な知識・技能の習得とそれらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力などの確かな学力を育み、学習意欲や学習習慣を培います。

### ○ふるさとを大切に思う心を育て、世界へはばたく力を育みます

地域の歴史や文化に親しむことなどを通して、ふるさと島本を大切に思う心を育てます。また、地域や家庭の中で育まれる自己を認識し、未来へ、世界へはばたく力を育みます。

### ○学びが生きがいにつながる生涯学習のまちをめざします

生涯にわたって「いつでも・どこでも・だれでも」学び続けられる環境と機会の充実に取り組み、一人ひとりの生きがいづくりを応援します。また、それぞれの学習の成果を地域や社会に生かすことのできるまちをめざします。

### ○島本町教育・保育に係る重点目標を推進します

「地域に根付いた学校・幼稚園・保育所の運営体制の推進」、「安全・安心な学校・幼稚園・保育所づくり」、「快適な教育・保育環境の整備」など、重点目標を着実に推進します。

また、大阪府においても「教育振興基本計画における後期事業計画」（平成30年度から5年間）が策定されており、本町の教育の推進に当たっても島本町教育大綱と調和した計画的で継続した取組が必要となっている。さらに、主要施策「みづまるキッズプラン（3か年）計画」を基に、幼児教育・保育の「遊びや生活を通じた学び」と小学校教育の「主体的に自己を表現する学び」をつなぎ、幼児期から一貫した学びの基盤づくりを進め、島本町の

教育・保育の柱を築いていかなければならない。

全ての子どもが、10年後の多様性社会を他者と共存しながら自分らしく生きていける力を育むため、学習指導要領の趣旨を踏まえたカリキュラム・マネジメントの充実を図り、「主体的・対話的で深い学び」の実現に努めるとともに、学校行事を含めた学校教育ならではの学びを大切にされた教育活動を推進していくことが重要である。

新型コロナウイルス感染症については、長期的な対応が求められるところであり、学校園における感染及びその拡大のリスクを低減した上で、幼児・児童・生徒の学びを保障していく観点からも、1人1台端末等のICT機器を効果的に活用していくことが求められる。

これらに応えるためにも、各学校・幼稚園・保育所が教育委員会と一体となって、校長・園長・所長のリーダーシップの下、教職員の力を最大限に発揮し、保護者や地域の評価を学校運営・施設運営に生かし、一層、「信頼される学校・幼稚園・保育所づくり」を推進しなければならない。

特に、本町における幼児教育・保育及び子育て支援については、令和2年3月に、令和2年度から令和6年度までの5年間を計画期間とする「第二期島本町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、本計画に基づき、令和2年度以降、各種事業の更なる推進に努めているところである。

一方、生涯学習においては、国から地方への権限委譲、分権が進む中で、住民が行政と協働してまちづくりを推進することが求められ、住民自らが主体となって進めるまちづくり、地域づくりなどを目的とする住民の積極的な参画と協働が不可欠な時代を迎えている。そのことを踏まえ、教育大綱における目標の一つとして、町の将来像に関して「生涯学習のまち」を掲げている。その実現に向けて、住民が生涯にわたって「いつでも、どこでも、だれでも」学べる環境を整えるとともに、学習機会の充実を図り、その成果を適切に生かすことができる施策を推進することが重要となる。

以上の点を基本に、本町の特色ある教育・保育行政を実現するための具体的方策として、令和4年度の『教育・保育重点目標及び関係機関に対する指示事項』を設定する。

その際、本目標に基づいて取組を進めるに当たっては、併せて大阪府教育委員会による「市町村教育委員会に対する指導・助言事項」の内容にも留意することとする。

# I 知・徳・体の調和と生きる力の育成

## 【1】小中一貫教育の推進及びキャリア教育の推進

### ◀本年度の目標（具体的な取組内容）▶

- (1) 小中学校の教員が目指す子ども像を共有し、9年間を通じた教育課程を編成し、系統的な小中一貫教育の推進に係る指導方法の工夫・改善を図る。（学識経験者意見）
- (2) 全ての教科において「主体的・対話的で深い学び」を推進していくために、児童・生徒のコミュニケーション力を育成し、一人一人が自分らしさを発揮できる学級づくり、集団づくりに努める。
- (3) 一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、キャリア発達を促すキャリア教育を推進し、児童・生徒が社会参画する上で必須となる力を培う。
- (4) 府立高等学校の特色づくり、厳しい就職状況等、中学校卒業時の進路選択に係る状況が大きく変化していることを踏まえ、全ての生徒に対して進路保障を図る観点から、進学や就職に関する情報収集・提供に努め、学校における進路ガイダンス機能の充実を図るとともに、中学1年生時より適切な指導・支援を計画的に行う。
- (5) 児童・生徒の資質・能力向上のために、教育内容等を教科横断的な視点で組み立てていく。

### 【本年度の指示事項】

- (1) 進学希望者に対しては、進路選択が多様化してきていることから、高等学校合同学校説明会や、各高等学校が実施する体験入学等を活用し、進路に係る情報収集・提供など、学校において適切なアドバイスと支援に努めること。
- (2) 進路に関する書類の作成に当たっては、組織的な校内進路指導体制の下、全ての教職員が相互に緊密な連携を図り、適正な事務処理を行うよう努めること。
- (3) 進学を希望する日本語指導が必要な児童・生徒の進路に関しては、入学者選抜制度の周知を含め、受験上の配慮事項及び申請手続等、より丁寧な対応に努めること。
- (4) 不登校等の課題のある生徒に対しては、早い時期から進路を見据えた適切な指導・支援を行うことができるよう配慮し、各関係機関とも連携しながら、継続した支援を行うこと。
- (5) 「キャリア・パスポート」を活用するに当たって、児童・生徒が振り返りの中で、自らの変容に気付き、自己理解を深め、主体的に学びに向かう力を付けていくことができるよう努めること。
- (6) 学校の立地を生かした施設併設型の一貫教育（第二中学校ブロック：二小・二中）や一貫教育（第一中学校ブロック：一幼・一小・三小・四小・一中）において、府のスクールエンパワーメント※推進事業（確かな学びを育くむ学校づくり）や、加配教員（指導方法の工夫改善定数、児童・生徒支援加配教員等）を活用しながら、特色ある取組を推進すること。
- (7) 児童・生徒のコミュニケーション力の育成に向け、小・中学校の各学級・各教科において、対話のある授業及び互いに認め合える集団づくりに努めること。

### ◀関連する取組（本年度の施策や事業）▶

#### 【小中一貫教育推進に係る主な取組】

- 小中一貫教育推進協議会の開催
- 小中一貫教育推進協議会事務局会議 月例で開催
- 全体研修会：夏季教育セミナー全体会、小中合同授業研究会として開催
- つながりスクール（合同授業参観、小学校6年生による中学校での授業・部活動体験等）
- 研究発表会等への参加

## 【2】確かな学力の育成

### 《本年度の目標（具体的な取組内容）》

- (1) 全国学力・学習状況調査、大阪府チャレンジテストや小学生すくすくテスト等を有効に活用し、児童・生徒の学習状況を詳細に把握し、各学校の実情を踏まえた具体的な教育目標を設定し、課題の焦点化により、具体的取組を学校全体で進めることで、P D C Aサイクルを機能させる。
- (2) 設定した目標の実現を目指して、学校が社会と共有・連携しながら適切な教育課程を編成し、カリキュラム・マネジメントの実現を図り、創意工夫を生かした特色ある教育活動を実施する。
- (3) 加配教員を有効に活用し、習熟度別指導を含めた少人数指導の工夫による個別最適化及び協働的学びの実現を図る。
- (4) 安心して自分らしさを発揮できる学習環境の醸成に向け、ユニバーサルデザイン・合理的配慮による取組を推進し、児童・生徒が学び合うための学習規律の確立に努める。また、全教職員が、正しい子ども理解と児童・生徒との信頼関係に基づく指導体制を組織的に取り組む。
- (5) 児童・生徒が主体的に取り組む共同的な活動や自己存在感や充実感を感じられる取組を推進する。また、主体的・対話的で深い学びによる学習形態の授業づくりを推進する。
- (6) 新型コロナウイルス感染症の影響がある中においても、学校行事等について、それぞれの目標を踏まえて、児童・生徒の実情に応じ創意工夫して実施する。
- (7) 小中学校においては、学校図書館や町立図書館を積極的に活用し、読書が好きな児童・生徒の増加に努める。また、学校司書と連携を密にし、教材研究を共同で行う等、学校図書館を有効に活用する授業の在り方についても研究を推進する。

### 【本年度の指示事項】

- (1) 全ての児童・生徒が主体的に学びに向かう力（資質・能力）の育成を図ること。児童・生徒が自分に合った学び方を習得する学習改善に取り組む。具体的に学習環境、学情報習課題、学習形態、学習評価の4点について改善に取り組むよう指導すること。
- (2) 教育センター「学校支援本部」の支援と協力を得ながら、学校と保護者・地域の協働・連携によって、児童・生徒に対し自学自習力の育成を図ること。
- (3) 探究のプロセスを「課題の設定」、「情報の収集」、「整理・分析」、「まとめ・表現に分けた探究中心の授業づくりを1年間の見通しを持って、計画・実施すること。
- (4) 大阪府チャレンジテスト（中学校全学年対象）、大阪府すくすくテスト（小学校第5・6学年対象）及び全国学力・学習状況調査（小学校第6学年・中学校第3学年対象）の結果分析から本町の児童・生徒の学力等の実態把握を行い、課題の焦点化と課題に正対した取組を実施すること。
- (5) スクールエンパワーメント推進事業（確かな学び推進校）を旗艦校に、全小中学校において、「対話・話し合い活動」の指導研究に努め、主体的・対話的で深い学びの授業づくりを推進すること。
- (6) 各学校において、ICT活用を効果的に活用するために、ICTワーキング・グループ等の組織を立ち上げ、積極的活用が可能な教員を中心に、情報共有及び取組を推進すること。

### 《関連する取組（本年度の施策や事業）》

- 大阪府教育庁 スクールエンパワーメント推進事業（S E事業）
  - ・確かな学びを育む学校づくり（第三小学校、第二中学校）
- 大阪府教育庁作成「ことばのちから」活用シートの活用
- 島本町「子どもの学び」サポート事業
  - ・教育センター「学校支援本部」の協力による自学自習力の育成

※カリキュラム・マネジメント：学習の効果の最大化を図るため、教育課程（カリキュラム）を3つの側面から見直しを行うこと。

【3つの側面】

- ・教科等横断的な視点
- ・教育課程の実施状況を評価・改善
- ・必要な人的又は物的な体制を確保

### 【3】英語教育の推進

#### 《本年度の目標（具体的な取組内容）》

- (1) 就学前（保育所5歳児・幼稚園）では、定期的に外国人講師による体験的・活動的な英語活動・多文化理解教育を実施する。
- (2) 小学校1・2年生及び中学校においては「教育課程特例校制度」を活用し、連続的・系統的な英語教育の充実に努める。
- (3) 小中学校においては、英語を実際に活用する場面を設定し、互いの考えや気持ち等を英語で即興的に伝え合う対話的な言語活動を行うよう努める。
- (4) 授業アンケートや英語能力判定テストを活用し、児童・生徒の学習成果や課題を客観的に検証する。
- (5) 「実用英語技能検定受験料補助制度（3級以上の受験者）」の周知・活用を進める。
- (6) 小学校では、聞くことを中心に外国語に慣れ親しませ、言語や文化について体験的に理解を深めるとともに、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度を育てる。

#### 【本年度の指示事項】

- (1) 外国人講師の活用にあたっては、法令を順守し、適正な活用に努めること。また、長期休業中等を活用して、イングリッシュキャンプや研修を行えるよう努めること。
- (2) 英語教育の取組や成果を保護者・地域へ情報発信を行うこと。特に、小中学校においては、特別の教育課程を編成していることについて、保護者に周知すること。
- (3) 小学校3年生から6年生においては、新学習指導要領を踏まえ、加配教員や中学校専科指導教員を十分に活用すること。また、適切な評価を行えるように努めること。
- (4) 「実用英語技能検定受験料補助制度」について、生徒・保護者等に学校だより等を活用し、周知に努めること。
- (5) 中学校では、外国人講師と双方向でのコミュニケーションの充実に努めることを目的に、イングリッシュ・シャワー・プログラムを実施すること。
- (6) 中学校英語科の授業について、オールイングリッシュを基本とし、生徒の発話量を増やし、生徒が英語に触れる機会を充実させるよう努めること。その際、生徒の理解の程度に応じた英語を用いるようにすること。

#### 《関連する取組（本年度の施策や事業）》

- 英語教育に係る加配教員の配置
  - ・小学校英語専科指導加配：第一小学校、第二小学校
  - ・指導方法の工夫改善定数加配（外国語）：第一中学校、第二中学校
  - ・小中連携教科指導加配（外国語）：第一中学校（第三・第四小学校 兼務）
- 英検 I B A（英語能力判定テスト）の実施（中学校）
- 実用英語技能検定受験料の一部補助（3級以上受験者）



## 【4】豊かな人間性の育成

### 《本年度の目標（具体的な取組内容）》

- (1) 全ての児童・生徒にとって安心して学べる教室をつくるため、児童・生徒理解に基づく信頼関係を構築し、自己肯定感及び自己有用感を高めることができるよう、成長を促す指導を推進する。
- (2) 児童・生徒の豊かな人間性を育むため、学校の教育活動全体を通じた道徳教育を推進し、一人一人の児童・生徒が道徳的価値を自覚し、自己の生き方について考えを深め、日常生活や様々な場面や状況で、道徳的価値を実現するための適切な行為を主体的に選択し、実践することができるような内面的資質の向上を図る。
- (3) 人権及び人権問題に関する正しい理解を深め、女性、子ども、障害者、同和問題（部落差別）、在日外国人、性的マイノリティ、感染症等に係る人権問題をはじめ、様々な人権問題の解決を目指した教育を人権教育として総合的に推進する。その基盤となる力（全ての児童・生徒の自尊感情を育むとともに、自己実現する力、物事を確かな根拠に基づいて、客観的・論理的に考える力、自他の人権を認め合うとともに、行動にうつすことができる力）を育成する。
- (4) いじめ・暴力行為等の問題行動に対して、学校のみならず家庭やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、府のスクールロイヤー等の専門人材を活用し、校内の生徒指導体制の充実を図り、関係機関が一体となったチームによる取組を推進する。
- (5) 「島本町いじめ等防止基本方針」を踏まえ、いじめの防止等に取り組む。学校において、全ての児童・生徒の信頼関係を育む取組が推進されているか点検するよう努める。また、日頃から、いじめの早期発見や対処の在り方等について、管理職及び教職員の理解を深めておくよう指導する。
- (6) ヤングケアラーについて教職員の理解を深めるとともに、早期発見・把握に努め、関係機関や専門家と連携し、適切な支援につなげる。
- (7) 子どもへの虐待防止に関しては、教職員一人一人が虐待を発見しやすい立場であることを自覚し、児童虐待の認識を深め、子どものわずかな変化も見逃さないよう日頃から十分注意を払い、早期発見・早期対応に努め、関係機関との連携に努める。

### 【本年度の指示事項】

- (1) 情報発信による他者への影響、ネットワーク上のルールやマナー、情報には自他の権利があること、情報には誤ったものや危険なものがあること、健康を害するようなネット依存に陥る可能性があること等、自らの行動について考えさせる情報モラル教育を実施すること。
- (2) 全ての教職員が研修等を通じて自らの人権感覚を高めるとともに、あらゆる場面で人権意識を絶えず見つけ直しつつ教育活動を行うよう指導すること。
- (3) いじめの早期発見・早期対応については、日常から子ども理解に努めるとともに、子どもの不安や多様な悩みをしっかりと受け止められるよう信頼関係を築くこと。教職員がいじめ（疑いを含む。）を発見し、又は相談を受けた場合には、一人で抱え込まず、速やかに学校いじめ対策会議を開催し、組織的な対応につなげるよう指導すること。その際、被害児童・生徒の心情に寄り添った対応に努めるよう指導すること。
- (4) 不登校児童・生徒の状況や背景が多様・複雑であることを踏まえ、児童・生徒が自らの進路を主体的に選択し、社会的に自立することを目指せるよう、島本町適応指導教室や民間の団体等との連携を含め、実状に応じた適切な支援が行われるよう指導すること。
- (5) 子どもへの虐待の防止に当たっては、児童虐待の防止等に関する法律の趣旨を踏まえ、「虐待を発見した場合」や確証がなくても「疑いのある場合」には、校長・園長・所長を窓口として子ども家庭センター、教育委員会、要保護児童対策地域協議会などに速やかに相談や通告を行い、学校・幼稚園・保育所等として組織的に対応するとともに各関係機関と継続的な連携を図ること。特に、早期発見の観点から、欠席が継続している子どもに対して、定期的な安全確認を行うこと。
- (6) 「文部科学省や府の新型コロナウイルス感染症対策マニュアル」を取り入れた学校生活の中で、様々なストレスにさらされている児童・生徒一人一人の心身の状況把握に努める

とともに、様々な思いや悩み、不安を持つ児童・生徒に対して、保護者や専門家、関係機関と連携しながら、教職員全体で支えていくこと。

- (7) 感染者や医療従事者及びその家族等に対し、偏見や差別が生じないように十分に留意し、意識の醸成に努めるとともに、正しい知識と理解を求める学習や、いじめを起こさない学校・学級づくりを一層推進させること。

《関連する取組（本年度の施策や事業）》

- 町小中生活指導研究協議会の開催 月例で開催
- 町教研専門部会「道徳部会」の開催 定例開催
- 町人権教育研究協議会の開催
- あいさつ運動の実施や町内一斉清掃活動への参加
- 町のいじめ・不登校（虐待）対策連絡会の開催

## 【5】健康教育・保育の充実と体力づくりの推進

### 《本年度の目標（具体的な取組内容）》

- (1) 健康教育（保健・安全教育及び食に関する指導）の推進に当たっては、学校保健委員会等を組織し、全ての学校で健康や食育に関する全体計画、年間指導計画を継続して策定する。その際、体育・保健体育や生活科等の教科と「総合的な学習の時間」や特別活動との関連を図る。また、保護者を委員とした学校保健委員会を開催するなど、家庭や地域との連携による健康教育推進に努める。
- (2) 幼稚園・保育所では、小学校との接続を図るため体育遊び等のプログラム開発研究を進める。小中学校では、体力向上の取組推進に当たり、大阪府教育委員会が作成した「体力向上実践事例集」を活用し、各学校の状況や子どもの実態に応じた体力づくりの取組を進める。また、町内の小中学校全学年において、継続して新体力テストを実施する。
- (3) 児童・生徒が様々な運動の特性に触れることができるよう、体育授業の充実や地域人材等の活用を進めながら、スポーツや運動遊びの日常化を図り、児童・生徒の運動習慣の確立に努めるよう指導する。
- (4) 子どもの基本的な生活習慣を確立するため、「健康3原則」（調和のとれた食事、適切な運動、十分な休養や睡眠）の理念に基づき、家庭との連携（保護者集会や懇談会等での啓発など）に努める。
- (5) 食育基本法を踏まえ、食育推進基本計画（学校における食育の推進・学校給食の充実）を具現化していくため、食事を作る楽しさを知り、栄養や食事のとり方を理解し、望ましい食生活を送る心構えを養い、また、家庭においても自ら栄養バランスに関心を持ち、食に関する役割を担える児童・生徒の育成に努める。
- (6) 学校における食物アレルギー事故防止の徹底を図り、食物アレルギー対応に関する具体的な方針やマニュアルを定期的に見直し、研修等において教職員に周知を図る。
- (7) 性に関する指導については、幼児・児童・生徒の発達段階を踏まえ、ジェンダー平等の視点や「性の多様性」について、教職員が理解し、実態に応じた指導に努める。

### 【本年度の指示事項】

- (1) 喫煙・飲酒・薬物乱用防止の指導については、教職員や保護者への啓発も含め、関係機関や専門家等を活用しながら、学校教育活動全体を通じて適切に取り組むこと。とりわけ、中学校については、薬物乱用防止教室等を年に1回以上開催すること。  
また、性教育を推進する際には、児童・生徒の発達段階を踏まえ、全教職員の共通の理解の下、校内体制を整えるとともに、集団指導と個別指導を効果的に組み合わせ、適切な指導を行うこと。
- (2) 部活動については、「島本町部活動の在り方に関する方針」（島本町部活動ガイドライン）を基に、各中学校の部活動に係る活動方針にのっとり、生徒の自主性・主体性を尊重し、休養日の設定等望ましい活動日数・時間を検討し計画的に実施するとともに、外部指導者等地域の協力を活用しながら、合理的かつ効率的・効果的に取り組むよう指導すること。
- (3) 「熱中症事故の防止に向けた対応について（通知）」を参考に、暑さ指数が31℃以上となった場合は運動中止としたことから、通常の体育の授業・水泳の授業・部活動・校外学習・学校行事等においても、適切な実施の判断を行うこと。暑さ指数による指標を活用し、適切な措置を講じるなど熱中症事故の防止に万全を期すよう、教職員に指導すること。
- (4) 新学習指導要領の中学校保健分野において、「がんについても取り扱うものとする」と明記され、健康教育の一貫として、自他の健康と命の大切さについて学び、がんに対する正しい理解と、がん患者や家族などのがんと向き合う人々に対する共感的な理解を深める「がん教育」の実践に取り組むこと。
- (5) 健全な学校生活を送る上で食事の栄養バランスを考えることは、学習意欲・集中力・体力を向上させるために大切な課題であることから、望ましい食習慣の形成に結びつく実践的な態度を育成できるよう、食育の取組を実施すること。また、学校給食

・食育を通して自らの食生活を振り返ることにより、生活習慣を見直し、改善していく意欲を培い、今後生涯に渡って食生活を営んでいく基礎を築いていけるよう指導すること。

- (6) 食物アレルギーを有する児童・生徒の安全を最優先とし、普段から食物アレルギー対応委員会等での緊急時における対応を定期的を確認し、対応できるようにすること。

対応申請の確認から面談や対応開始まで、必ず複数で確認するとともに、誰もが対応の流れを把握した上で、組織的に対応できるようにすること。また、事故及びヒヤリハット等が発生したときは、校内で情報共有を行い、改善策等を検討すること。

#### 《関連する取組（本年度の施策や事業）》

- 町教育研究協議会＜体育部＞の開催定例開催
- 薬物乱用防止教室の開催（中学校）
- 体育授業で地域人材や学生ボランティアとの連携
- 体育指導方法の習得・研究

## 【6】保幼小連携の推進

### ◀本年度の目標（具体的な取組内容）▶

- (1) 就学前及び義務教育を通じて育てる島本の教育・保育で目指すべき子ども像の具現化を図り、「みづまるキッズプラン3か年計画」を推進する。（学識経験者意見）
- (2) 町立幼稚園・保育所においては、幼児の発達と思考を踏まえたアプローチカリキュラム（案）を試行する。
- (3) みづまるキッズプラン策定委員会において、幼児期の「遊びや生活を通じた学び」と「主体的に自己を表現する学び」をつなぐ、スタートカリキュラム（案）の作成に努める。

### 【本年度の指示事項】

- (1) 全町的な学校・幼稚園・保育所間連携の推進に当たっては、各種協議会（「島本町小中一貫教育推進協議会」、「島本町保幼小連携推進協議会」、「子育て支援相談機関連絡会」等）を中心に組織的な展開に努めること。
- (2) 町立幼稚園・保育所においては、かがく遊びを柱に、子どもに応じて、実践を変化・発展させた実践事例を積み上げていくこと。
- (3) かがく遊び体験活動を通して「もの・こと」の性質や仕組みを感じ取らせ、最終的には自分なりの理屈を構築させ、独力で思考スキルを獲得させること。

### ※「かがく遊び」の定義

「もの（＝物質）」や「こと（＝現象）」を使いながら、その性質・仕組みを感じ取り、子どもなりの思考力（＝「科学的な見方・考え方の基礎」）を培うための就学前から低学年児童を対象とする「かがく遊びプログラム」をいう。

### ◀関連する取組（本年度の施策や事業）▶

#### 【保幼小連携教育推進に係る主な取組】

- みづまるキッズプラン策定委員会の開催
- 保幼小連携推進協議会の開催
- 保幼小交流会の実施（幼児・児童の様子や行事等の情報交換）
- 保幼小連携推進協議会実践発表
- 保幼小交流活動（年長児と1年生）の実施

※アプローチカリキュラム：5歳児の後期における教育課程・保育課程

※スタートカリキュラム：幼児教育と小学校教育の接続を見通した教育課程



## 【7】支援教育・保育の充実

### 《本年度の目標（具体的な取組内容）》

- (1) 平成28年4月1日から施行された障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）に基づき、障害のある児童・生徒一人一人の教育的ニーズに応じて、合理的配慮が適切になされ、ユニバーサルデザインのある学びが提供されるよう、障害のある子を含む全ての子どもに対して、一人一人の教育的ニーズに合った適切な教育的支援を行う教育の推進を図る。
- (2) 発達障害を含む障害のある全ての子ども一人一人が安心して過ごせる教室づくりを推進するとともに、「ともに学び、ともに育つ」という観点からの学校づくり・集団づくりをより一層進める。
- (3) 島本町支援教育研究協議会を中心に町全体の支援教育について、各保幼小中間の連携支援を推進することで、切れ目のない支援の充実を図る。
- (4) 通級指導教室での効果的な指導・支援が行われるよう、各教科等と通級による指導との関連を図る等、教師間の連携に努める。
- (5) 特別支援学級では、障害による学習上又は生活上の困難を克服し、自立を図るため、自立活動を取り入れる。
- (6) 0歳から成人までの連続した支援体制を目指し、支援が必要な子どもに対するライフステージに応じた連続性のある「縦と横の連携支援」を推進する。

### 【本年度の指示事項】

- (1) 児童・生徒の障害の状況に応じた指導・支援の工夫や、支援学級及び通級による指導における自立活動の充実を図ること。
- (2) 就学相談・指導に当たっては、子どもの教育的ニーズの把握に努めるとともに、保護者からの意見を聴取し、就学に関する適切な説明及び情報提供を行うなど、本人及び保護者の意向を最大限尊重した取組の充実を図ること。
- (3) 通級指導教室との連携を柱に、支援を必要とする一人一人の教育的ニーズに応じた適切な指導・支援について共通理解を図り、インクルーシブ教育の実現を目指す。
- (4) 身近にいる障害のある仲間との相互理解がより一層進むよう、支援学校との交流及び共同学習の促進を図ること。また、福祉体験活動等を通じて、福祉教育を推進すること。
- (5) 卒業後の進路については、高等学校や支援学校に加え、知的障害のある生徒が高等学校で学ぶ「知的障がい生徒自立支援コース」及び「共生推進教室」の制度等、幅広い進路選択が可能であることから、その内容が生徒・保護者に十分伝わるよう、早い時期から、様々な機会を通じて、適切な説明や情報提供を行うなど、ガイダンス機能の充実を図ること。
- (6) 0歳から成人までの連続した切れ目のない支援を実施していくために、教育センター連絡会を柱に各関係機関の連携を図ること。

### 《関連する取組（本年度の施策や事業）》

#### 【島本町支援教育研究協議会に係る主な取組】

- スーパーバイザーによる巡回相談・研修の開催
- 支援教育コーディネーター連絡会の開催
- 保護者も対象としての講演会の開催
- 障害者理解に係る講演会の開催
- 保幼小交流の実施
- 通級指導担当者会議の開催（月1回）
- 教育センター所内会議の開催（月1回）
- 相談事業の実施（発達・就学・教育相談、個別の療育[言語指導]）

## Ⅱ 信頼される学校・幼稚園・保育所・学童保育室づくり

### 【1】地域に根付いた学校・幼稚園・保育所・学童保育室の運営体制の推進

#### ◀本年度の目標（具体的な取組内容）▶

- (1) 校長・園長・所長・室長は、学校・幼稚園・保育所・学童保育室の運営体制の確立に当たり、経営方針等を教職員に周知し、教育・保育目標の共有化を図る。また、各分掌組織の活性化に努め、教育・保育目標を達成するための組織的な取組を推進する。さらに、学習指導、生徒指導等における現状の把握・分析に努め、その課題解決を図るため、可能なものについては数値目標を挙げるなど、具体的な目標や、計画を設定し、目標の達成度や計画の進捗状況について自ら点検・評価・整理する。
- (2) 小中学校においては、学校教育自己診断を年1回実施し、その分析結果を学校の教育活動に生かすとともに、学校協議会を年4回以上開催し、保護者や地域社会の意見や評価を学校の運営改善に反映させる。また、教育週間等を通じて学校協議会委員による教育活動・授業等の参観を実施し、各委員が学校の状況を的確に把握できるよう取り組む。
- (3) 地域社会の持つ教育資源である多様な人材を、学校・幼稚園・保育所・学童保育室の様々な教育活動に積極的に活用するため、学校を支援する地域組織である学校支援「ゆめ本部」との連携を図るとともに、保護者や地域と一体となった教育コミュニティづくりを進め、小中一貫教育に係る縦（校種間）と横（学校と地域社会）の関係を強化する。
- (4) 新型コロナウイルス感染症について長期的な対応が求められるところであり、学校園における感染及びその拡大のリスクを低減した上で、幼児・児童・生徒の学びを保障していくこと。

#### [本年度の指示事項]

- (1) 社会に開かれた教育課程を実現するために、学校の経営方針、教育目標、学校教育自己診断結果、学校協議会における協議内容等について、保護者等にできる限り分かりやすく周知を図る方策を講ずること。また、「みづまるキッズプラン（3か年）計画」において、実施目的及び内容について、保護者へ広く丁寧な周知を行うこと。
- (2) 新型コロナウイルス感染症の状況に応じて、常に対策及び体制について見直しを図るよう努めること。
- (3) 学校・幼稚園・保育所・学童保育室の様々な教育活動を支援する地域人材のボランティアや学生ボランティア等の活用については、学校支援本部と連携を行い、子どもの実態やニーズ、学校の状況に応じて適切な人材を配置するよう努めること。
- (4) 学校・幼稚園・保育所・学童保育室を中心としたネットワークを拡充するため、放課後子ども教室推進事業や島本町いきいき・ふれあい教育事業などに教職員やPTAがより積極的に関わるよう努めること。また、教職員や地域の方々との合同の研修等についても検討すること。
- (5) 学校運営協議会設置に向けて準備を行い、地域とともにある学校づくりを推進すること。

#### ◀関連する取組（本年度の施策や事業）▶

- 学校協議会の開催
  - ・各学校における経営方針、学校運営に対する意見
  - ・各学校における取組等への支援、評価
- 保・幼・小連携推進協議会の開催
- 放課後学習会の実施（学校支援による学習ボランティアを活用）
- 地域ボランティアや学生による木工、家庭科等の授業支援の実施
- 放課後子ども教室や校庭開放の実施

## 【2】安全・安心な学校・幼稚園・保育所・学童保育室づくり

### 《本年度の目標（具体的な取組内容）》

- (1) 子どもの安全を確保するため、教職員の連絡・配備体制について日頃から周知徹底を図るとともに、地震等の災害及び事件・事故が発生した場合、迅速かつ確かな行動ができるための学校独自の危機管理マニュアルを整備し、事態を想定した実践的な訓練を行う。
- (2) 子どもの安全確保を図るため、施設設備の点検と整備の充実に努める。また、学校・幼稚園・保育所・学童保育室の内外を問わず、子どもの安全を確保するため、安全管理体制の充実をはじめ、保護者や安全ボランティアの協力を得ながら、登下校時の子どもの見守り活動の取組を促進する。  
さらに、人員の確保とともに、日常生活の様々な場面において、気軽に防犯の視点を持って、子どもたちの安全を守る活動、いわゆる「ながら見守り」※についても周知を行う。見守りの担い手の裾野を広げることで、犯罪の未然防止や地域の安全・安心に対する関心の醸成に努める。
- (3) PTA・保護者会や学校支援本部、自治会等との連携を強め、各校区の安全ボランティアの人材確保に努める。
- (4) 学習活動や学校行事、学校生活における様々な場面や、部活動等においても感染対策に努める。

### 【本年度の指示事項】

- (1) 学校保健安全法に基づき、学校保健計画及び学校安全計画を策定し、学校教育活動全体を通じた安全・衛生管理の徹底を図り、感染症・食中毒の予防及び地震等をはじめとする集中豪雨・落雷等の自然災害に備える防災教育の推進や熱中症等の事故防止に努めること。
- (2) 「学校・幼稚園における災害対応マニュアル（資料）」や平成30年7月以降に作成の「地震における緊急対応ガイドライン」、「地震対応マニュアル」等を活用し、全ての教職員が役割を分担するとともに、学校安全担当者を明確にするなどして、学校安全の推進体制を整備するよう努めること。
- (3) 大規模災害の発生時には、避難所が開設されるまでの間、各学校が地域住民の避難先となることもあるため、地域と連携し、学校の組織体制を整えておくこと。また、日頃から教職員の連絡・参集・配備体制について周知徹底を図るなど、災害に備えた危機管理体制の確立に努めること。
- (4) 地域で子どもたちを守るという視点から、安全ボランティアと連携するなど、幼児・児童・生徒の安全確保についてきめ細かな対応を行うとともに、発達段階に合わせて、自ら自分の身を守る力を育成すること。
- (5) 全ての教職員が子どもの心肺停止に備え、AEDの使用を含めた心肺蘇生法を実践できるよう努めること。
- (6) 登下校時の通学路については、道路管理者等関係機関と連携し、危険箇所における安全対策を実施するとともに、一層の安全確保を図るよう努めること。
- (7) 学校・幼稚園・保育所・学童保育室における安全対策の取組が、安全で安心して暮らせる地域やまちづくりに貢献するものと捉えること。
- (8) 安全ボランティアの人材確保に当たり、学校便りや学校ホームページにも募集記事を掲載するなど、活動者数の増加に努めること。また、多様な世代や事業者が、日常生活を行う際、防犯の視点を持って見守りを行い、合同点検等で把握された危険箇所において、安全ボランティアや保護者、地域住民の方々を中心とした「大人の目」を増やし、「一人区間」や「見守りの空白地帯」を減らしていけるよう努めること。
- (9) 幼児・児童・生徒の精神疾患等メンタル面を含めた生活全般についての状況把握を適切に行い、相談体制の充実等に取り組むこと。特に、新型コロナウイルス感染症に係る児童・生徒の不安やストレスの高まりに対して、スクールカウンセラー等と連携し、適切に支援するための相談体制等を整えること。



《関連する取組（本年度の施策や事業）》

- 各教科における防災教育の展開、防災教育全体計画の作成
- 安全ボランティアの新規募集

※「ながら見守り」：登下校時に限らず、更に見守りの担い手の視野を広げるために、気負わず、構えすぎず、日常生活を普通に送りながら、ウォーキング、ジョギング、買い物、犬の散歩、花の水やり、清掃活動、通勤、仕事の外回りなどの場面において、子どもたちの安全を見守る活動のこと。

### 【3】教職員の資質向上とサービスの徹底

#### 《本年度の目標（具体的な取組内容）》

- (1) 校長は、授業づくり、学級づくり等、校外研修で学んだ理論を校内で実践することをはじめ、首席や指導教諭等を活用した、日常的なOJTの推進に努めるとともに、学校全体で組織的、総合的かつ継続的に取り組む。
- (2) 社会の変化に対応できる「学び続ける」教職員を組織的・継続的に育成し、特に、児童・生徒の情報活用能力の育成や「主体的・対話的で深い学び」の実現に向け、ICTの効果的な活用に係る研修等により、全ての教職員のICT活用指導力を向上させる。
- (3) 「教職員の評価・育成システム」は、年間スケジュールを遵守し、円滑かつ適切に実施する。
- (4) 校外の研修に参加した際には、必ず文書により復命するとともに、職員会議や各種委員会等の場で報告を行い、関係職員に成果を還元する。
- (5) 不祥事発生を予防し、未然防止を図るため、年度当初及び適宜服務規律の遵守や生徒指導体制の在り方について教職員全体で確認を行い、周知徹底を図る。
- (6) 行政文書や個人情報を適切に管理することはもとより、コンピュータでの情報の処理に当たっては、情報の漏洩が生じないように、電子情報や記録媒体の特質に応じた万全の対策を講じる。また、教職員一人一人の自覚を促すための研修を実施する。
- (7) 教職員間及び子どもに対するセクシュアル・ハラスメント等は重大な人権侵害であることを踏まえ、指針に基づき相談窓口となる教職員を指定するとともに、必ず文書で明示し、教職員全体で共有する。
- (8) 職場におけるハラスメントは、個人の人格や尊厳を侵害するとともに、職場環境を悪化させる許されない行為であることを全ての教職員が認識しなければならない。性別、年齢、国籍、障害の有無にかかわらず、全ての教職員にとって快適で働きやすい職場環境づくりに努める。
- (9) 組織のリスクマネジメントについての理解を深め、教職員が基本的な姿勢を身に付けることを目的とする研修を実施する。

#### 【本年度の指示事項】

- (1) 校長のリーダーシップの下、教職員等が互いに学び合い、育ち合う同僚性を高めつつ、一体となって学校組織マネジメントを推進すること。
- (2) 社会の変化に対応できる「学び続ける」教職員を組織的・継続的に育成すること。また、ICT活用や支援教育、人権教育等、今日的課題に十分留意したテーマの設定を行うこと。
- (3) 「教職員の評価・育成システム」について、管理職は制度の趣旨を十分説明するとともに、それぞれの教職員が自らの意欲・資質能力向上のために具体的な目標を設定できるよう支援すること。
- (4) 大阪府教育庁作成の「不祥事予防に向けて」及び「体罰防止マニュアル」の携帯について、臨時的任用者を含む全教職員に義務付けるとともに、それぞれの研修を実施すること。また、万一、教職員の服務義務違反が生じた場合は、速やかに、かつ、的確に事実関係を調査・把握し、教育委員会に報告すること。
- (5) 教職員に対し、条例・規則で定められた勤務時間を遵守させるとともに、教育・保育に携わる公務員として、保護者・住民から誤解を招くことのないよう職務に専念するよう指導すること。
- (6) 教職員の兼職・兼業については、地方公務員法及び教育公務員特例法の定めを遵守し、事前に所要の手続を経ること。
- (7) 学校・幼稚園・保育所・学童保育室における様々な危機管理について、リスクを最小限に抑えるため、大阪府や町が作成した資料等を活用するとともに、周知のみにとどまらず、適宜訓練や研修等を実施することにより、全教職員の共通理解を図ること。
- (8) 教職員の「働き方改革」や健康管理の観点から、「月45時間、年間360時間」を上限とし、長時間勤務の一層の縮減を図る必要がある。その一つとして、夏季休業日中及び冬季休業日中において学校閉庁日を設定し、原則として児童・生徒の登校及び部活

動を禁止するとともに、業務の休止を行うこと。

- (9) パワーハラスメントやモラルハラスメント、妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメント防止に向け、指針等を参考に研修を行うこと。また、ハラスメントに関する相談窓口を校務分掌で明示し、誰もが相談できる体制を整え、相談窓口及び相談体制が機能するよう改善を図ること。職場におけるハラスメントの防止については、管理職の役割が大きいことから、校長及び教頭自身がハラスメントに対する感覚を養い、快適な働きやすい職場環境づくりを率先して努めること。

万一、事象が生起したときには、速やかに事実関係を把握するとともに、被害者に寄り添いながら丁寧に対応すること。また、ハラスメント防止に関する意識を啓発するための研修等を改めて実施するなど再発防止に努めること。

#### 《関連する取組（本年度の施策や事業）》

- 町教育委員会主催の研修会の開催
  - ・人権教育研修
  - ・生活指導研修
  - ・学力向上研修
  - ・外国語活動・英語研修
  - ・道徳教育研修
  - ・キャリア教育研修
  - ・支援教育研修
  - ・幼小中一貫教育研修
  - ・初任者研修
  - ・10年経験者研修
  - ・食物アレルギー研修
  - ・給食指導に係る研修
  - ・保幼小合同研修
  - ・カリキュラムマネジメント研修
  - ・要保護児童対策地域協議会虐待防止研修
  - ・学童保育室指導員研修

## 【4】快適な教育・保育環境の整備

### 《本年度の目標（具体的な取組内容）》

- (1) 学校・幼稚園・保育所・学童保育室施設の改修及び整備については、「島本町学校施設長寿命化計画」その他の年次計画及び改修計画に基づき実施する。年次計画については、長期的視野に立ち、定期的に精査を行う。
- (2) 児童・生徒数の増加傾向や保育所・認定こども園の需要の高まりに伴い、必要な教室や保育所等の確保及び整備の計画を策定し、運営に支障がないように順次整備に着手する。
- (3) 学校事務職員の事務連絡会に引き続き教育総務課職員が定期的に参加し、情報交換と課題の共有を行う。また、課題の解決を通じて相互の協力関係を強化するとともに、効率的で組織的な学校経営支援体制の構築及びより計画的な予算執行に努める。

### 【本年度の指示事項】

- (1) 「島本町学校施設長寿命化計画」に基づき、円滑に業務を進めること。
- (2) 各学校の事務部門強化と学校経営の充実を目指して、学校事務の共同実施の取組を引き続き進めること。
- (3) 保育基盤の拡充に伴い待機児童が解消されたが、引き続き年間を通じ待機児童が発生しないよう努めるとともに、施設の認可定員を超えて受入れを行う弾力運用の解消を図ること。
- (4) 保育施設の長期的に適切な維持管理を行うため、長寿命化計画の策定を進めること。
- (5) 全国的に保育士確保が困難な中、民間保育園における派遣保育士の活用について、支援すること。

### 《関連する取組（本年度の施策や事業）》

- 第二小学校屋内運動場長寿命化改修
- 第二小学校体育館便所改修
- 第三小学校下水放流切替
- 第一中学校屋内運動場屋上防水改修
- 第一中学校特別教室棟外壁改修
- 保育施設長寿命化計画策定事業
- 民間保育園保育士確保促進事業

### Ⅲ 社会教育と生涯学習の推進

#### 【1】青少年健全育成の推進

##### ◀本年度の目標（具体的な取組内容）▶

- (1) 青少年関係の各事業において、参加者が人権問題を身近に捉えることができるような事業となるよう、運営全般において工夫し、生涯学習における人権教育の推進に努める。
- (2) 青少年が心身ともに健やかに成長できるよう、学習機会の提供や体験活動を推進するとともに、青少年活動の活性化を図るため、関係団体の支援に努める。
- (3) 地域や関係機関と連携しながら、青少年の非行防止に努めるとともに、子どもが安心して暮らせる環境づくりのため、「こども110番の家」運動の周知を図る。
- (4) 家庭の教育力、地域の教育力の向上を図るため、学校、保護者、各家庭を取り巻く地域の大人たちが連携するネットワークづくりに努める。

##### [本年度の指示事項]

- (1) 講師と事業の趣旨を共有しながら、事業参加者が人権意識を育むことができるような内容や教材づくりに努めること。
- (2) 事業実施の際には、これまでの取組で得た意見などを検証し、事業内容の工夫・改善に努めること。また、子どもが参加しやすい魅力のある事業や、成長とともに行動範囲や人間関係が広がっていく中高生にも参加しやすい事業を実施すること。
- (3) 関係機関と連携しながら啓発や防犯活動を実施するとともに、「こども110番」運動及び大阪府の事業「動くこども110番」を広報誌等で周知すること。
- (4) 島本町いきいき・ふれあい教育事業実行委員会について、円滑な運営に努めること。

##### ◀関連する取組（本年度の施策や事業）▶

- 青少年人権教育事業の開催
  - ・親子体験学習
  - ・手話教室
  - ・アート教室
  - ・書道教室
  - ・学習支援の場
  - ・識字学級
- 解放子ども会の支援
- 青少年指導員協議会主管事業の開催
  - ・青少年健全育成大会
  - ・夜間パトロール
- 「こども110番の家」運動の実施
  - ・「こども110番の家」運動を広報誌等で周知
  - ・大阪府が実施している「動くこども110番」運動を広報誌等で周知
- 俳句大会の開催（中高生対象）
- いきいき・ふれあい教育事業の実施
- 「二十歳の集い」（仮称）の開催

## 【2】文化財保護の推進

### 《本年度の目標（具体的な取組内容）》

- (1) 町指定文化財の指定等を進め、これらを活用した各種事業を展開し、文化財の保護及び啓発に努めるとともに、地域の活性化を図る。
- (2) 埋蔵文化財包蔵地内・包蔵地外での開発に伴う調査を実施し、遺跡の記録保存と保護に努める。
- (3) 歴史文化資料館を拠点に、郷土を中心とした歴史・考古・民俗等に関する資料の調査を実施し、保存に努めるとともに、展示資料の充実を図る。
- (4) 歴史文化資料館及び史跡桜井駅跡について、管理運営に支障のない範囲で、団体による使用を許可し、保存と活用の両立を図る。

### 【本年度の指示事項】

- (1) 新たな町指定文化財の指定等に向けて、調査・研究に取り組むこと。
- (2) 埋蔵文化財包蔵地内・包蔵地外での調査を適切に実施し、埋蔵文化財の周知・啓発に取り組むこと。
- (3) 文化財資料調査を基に、郷土に関連した展示を行うこと。また、本町で昔から使用されている生活の道具を展示し、本町の暮らしの移り変わりを学ぶ場を提供すること。
- (4) 歴史文化資料館及び史跡桜井駅跡について、引き続き住民交流の場及び情報発信基地としての活用に取り組むこと。ただし、施設使用許可に当たっては、一定の要件を満たす団体に限定することや必要に応じて条件を付すなど、各施設の保存と活用を両立するよう、万全を期すること。

### 《関連する取組（本年度の施策や事業）》

- 町指定文化財等候補の調査
  - ・町内の古文書調査
- 埋蔵文化財の調査
- 歴史文化資料館の展示
  - ・企画展の開催
    - 「町内発掘調査成果速報展」
    - 「むかしの道具」展
  - ・「水無瀬駒 関連資料」実物展示
- 歴史文化資料館の活用
  - ・講演会
  - ・資料館コンサート
- 史跡桜井駅跡の活用
  - ・町が支援する団体の事業
- 地域伝統文化活性化事業
  - ・伝統文化 将棋教室
  - ・小・中学生等将棋大会



### 【3】生涯学習活動の推進

#### ◀本年度の目標（具体的な取組内容）▶

- (1) 各種文化教室事業において、より多くの住民が参加できるよう、生涯学習活動の充実を図る。
- (2) 生涯学習の推進を全庁で共有し、各部局の所管事業を住民が身近に理解できるよう、講座内容において取り上げるなど、学習内容の見直しを図る。
- (3) 町内で活動する生涯学習関係団体に関する広報を積極的に行い、住民の学習機会の充実を図る。
- (4) 学習活動を通じて、文化の推進を主体的に担える人材育成に努め、かつ、団体の育成に努める。

#### 【本年度の指示事項】

- (1) 各種教室等について、従来開催してきた教室において開催回数等を見直し、より多くの住民が参加しやすい内容となるよう努めること。また、開講数や時期について住民ニーズに応じた新規の教室事業を開催することで、参加者の拡大に取り組むこと。
- (2) 講座の実施に当たっては、参加者ニーズを検証しつつ、他部局で実施している事業の活用なども検討し、学習内容の見直しに取り組むこと。
- (3) 生涯学習関係団体の活動内容や連絡先などを掲載した紹介冊子の作成やホームページへの情報掲載等、各団体活動の広報に取り組むこと。
- (4) 生涯学習関係団体の設立支援として、引き続き各種教室等の修了者に対し、団体制度の説明を行うなど、積極的に取り組むこと。

#### ◀関連する取組（本年度の施策や事業）▶

- 各種教室等の開催
  - ・シニア世代学級（旧年長者学級）
  - ・古文書講座
  - ・民謡教室
  - ・少年少女和太鼓教室
  - ・和太鼓教室（青年の部）
  - ・和太鼓教室（一般の部）
  - ・陶芸教室
  - ・たのしい絵画教室
  - ・ポーセラーツ教室
  - ・ガラスアート教室
  - ・トールペイント教室
  - ・クラフト教室
  - ・苔テラリウム教室（新規）
  - ・浴衣着付教室（新規）
  - ・文化教室（小学生英語教室）
- 三島ブロック連携講座
  - ・おおさかふみんネット
- 文化祭事業実行委員会主催事業の後援
  - ・文化祭
- 生涯学習関係団体の支援

## 【4】図書館サービスの推進

### 《本年度の目標（具体的な取組内容）》

- (1) 様々な方に来館いただけるようホームページ等を活用し、図書の紹介や各種イベント情報などを積極的に利用者へ配信する。
- (2) 利用者が本を手に取り、興味を持って読んでいただけるよう書架の充実に努める。
- (3) 北摂地区における公立図書館の広域利用について、円滑な運営に努める。
- (4) 「島本町子ども読書活動推進のための方針」に基づき、関係機関と連携し、読書活動の推進を図る。
- (5) 除籍図書などの有効活用について引き続き検討する。
- (6) 新型コロナウイルス感染症の拡大防止を図りつつ、可能なサービスに努める。（学識経験者意見）

### 【本年度の指示事項】

- (1) 町立図書館に関する情報について、様々な媒体を活用し、配信の充実に努めること。
- (2) 毎月、利用者の興味を引くような特集コーナーを設けること。
- (3) 図書館の広域利用について、他市町相互の連携の下、円滑な運営に努めること。
- (4) 「島本町子ども読書活動推進のための方針」に基づき、学校・家庭・地域の連携による状況の変化に対応した読書環境づくりに努め、読書活動の推進を図ること。
- (5) 寄贈図書及び除籍図書の売却を継続して実施するとともに、雑誌カバーへの広告掲載を進めること。
- (6) 机へのパーテーション設置や座席のレイアウトを工夫するとともに、事業を実施する際には感染拡大防止に努めること。

### 《関連する取組（本年度の施策や事業）》

- 定例的な事業の開催
  - ・おはなしかい（毎週土曜日）
  - ・わくわくかみしばい（毎月第1水曜日）
  - ・「赤ちゃんタイム」の実施（毎週土曜日）
- 年間予定の事業の開催
  - ・おはなしかいスペシャル（春・秋・クリスマス）
  - ・こどもの読書週間の取組
  - ・読書オリンピック
  - ・図書館まつり（おはなしかい・講座・コンサート）
  - ・なのはなのおはなし会（ストーリーテリング）
- 学校・団体と連携した取組の実施
  - ・「学校図書館専任職員連絡会」参加
  - ・子ども読書に係る関係機関等研修会
  - ・新任教員「社会体験研修」受入れ
  - ・中学校生徒職業体験「夢・WORK・わく・ウィーク」受入れ
  - ・小学校児童「図書館見学」受入れ



## 【5】スポーツ活動の推進

### ◀本年度の目標（具体的な取組内容）▶

- (1) ニュースポーツについて、広く住民へ周知を図り、普及に努める。
- (2) 町立体育館の整備について、町財政との整合性を図りつつ、調査検討を進める。
- (3) 利用者が安全に利用できるよう、スポーツ施設や備品等について、適切な維持管理に努める。
- (4) 定期的にスポーツ教室を開催し、生涯スポーツの普及啓発を図る。
- (5) 誰もが生涯にわたって、健康や体力を保持し、生きがいを持てる環境づくりに努める。

### 【本年度の指示事項】

- (1) ニュースポーツを周知するため、定期的に体験教室を開催する際には、広報誌やHPだけでなく、各小学校児童に対し案内を配布するとともに、PTA行事への協力等により、ニュースポーツの普及に取り組むこと。
- (2) 町立体育館の今後の方向性について、町財政との整合性を図りながら、整備手法等の方針策定のため調査検討を進めること。
- (3) 町内スポーツ施設を適切に維持管理するとともに、計画的な修繕及び更新に努めること。
- (4) 参加者ニーズを検証しながら教室の内容を検討すること。
- (5) 子どもから高齢者まで誰もが生きがいを持てる環境づくりのため、スポーツ関係団体等の活動の支援に努めること。

### ◀関連する取組（本年度の施策や事業）▶

- スポーツ推進委員協議会主管事業の開催
  - ・ニュースポーツ体験教室
  - ・夜間ウォーキング
- スポーツ施設の貸出し
  - ・町立体育館
  - ・東大寺公園テニスコート
  - ・学校教育施設の体育館・グラウンド・テニスコート
  - ・水無瀬川緑地公園スポーツ広場
- スポーツ教室の開催
  - ・ヨガ教室
  - ・ソフトバレーボール教室
  - ・ダブルダッチ教室
  - ・バドミントン教室
  - ・ジュニアテニス教室
  - ・体幹&ストレッチ教室
  - ・体力向上教室
- 町民スポーツ実行委員会主催事業の後援
  - ・町民スポーツ祭
  - ・スポーツレクリエーション祭
- スポーツ関係団体の支援
  - ・社会教育関係団体
  - ・総合型地域スポーツクラブ



## 令和3年度島本町スポーツ推進委員協議会活動報告

	事業等	ニュースポーツ普及指導	研修等
4月			
5月		緊急事態宣言により中止	ニュースポーツ体験教室(5/16) 【コロナ禍で中止】
6月		緊急事態宣言により中止	ニュースポーツ体験教室(6/20) 【コロナ禍で中止】 三島地区スポーツ推進委員研修会 (摂津市主管)(6/20)
7月		18日ニュースポーツ体験教室 (マウンドグラウンドゴルフ)実施	ニュースポーツ体験教室(7/18)
8月		天候不順により中止	ニュースポーツ体験教室(8/15) 【天候不順により中止】
9月		緊急事態宣言により中止	大阪府スポーツ推進委員研修会(9/11) 【コロナ禍で中止】 ニュースポーツ体験教室(9/19) 【コロナ禍で中止】
10月	町民スポーツ祭(10/10) 【コロナ禍で中止】	天候不順により中止	
11月		21日ニュースポーツ体験教室 (マウンテングラウンドゴルフ)実施	ニュースポーツ体験教室(11/21)
12月	しまもとミニマラソン大会(12/12) 【コロナ禍で中止】	19日ニュースポーツ体験教室 (マウンテングラウンドゴルフ)実施	ニュースポーツ体験教室(12/19)
1月		三島地区ふれあいスポーツ交流大会により未実施	三島地区ふれあいスポーツ交流大会 (摂津市主管)(1/16) 【コロナ禍で中止】
2月	夜間ウォーキング(2/ ) 【コロナ禍で中止】	20日ニュースポーツ体験教室 (マウンテングラウンドゴルフ)実施	ニュースポーツ体験教室(2/20) 大阪府スポーツ推進委員初任者研修会 (2/20) 近畿スポーツ推進委員研究協議会 【コロナ禍のため動画配信により実施】
3月	スポーツレクリエーション祭(3/6) 【コロナ禍で中止】	20日ニュースポーツ体験教室 (マウンテングラウンドゴルフ)実施	ニュースポーツ体験教室(3/20)

※月に1回、島本町スポーツ推進委員協議会定例会を開催した。(意見徴集・資料送付含む)

※島本町スポ推だよりを3/10に発行しました。

令和4年度島本町スポーツ推進委員協議会活動計画(案)

	事業	ニュースポーツ普及指導	研修等
4月			
5月		ニュースポーツ体験教室	
6月		ニュースポーツ体験教室	三島地区スポーツ推進委員研修会
7月		ニュースポーツ体験教室	
8月		ニュースポーツ体験教室	
9月		ニュースポーツ体験教室	大阪府スポーツ推進委員研修会(大東市) (9/10)
10月	町民スポーツ祭		
11月		ニュースポーツ体験教室	
12月	しまもとミニマラソン大会	ニュースポーツ体験教室	大阪府スポーツ推進委員初任者研修会 (未定)
1月		ニュースポーツ体験教室	三島地区ふれあいスポーツ交流大会
2月	夜間ウォーキング	ニュースポーツ体験教室	近畿スポーツ推進委員研究協議会 (兵庫県姫路市)(遠方のため不参加)
3月	スポーツレクリエーション祭	ニュースポーツ体験教室	

※月に1回、島本町スポーツ推進委員協議会定例会を開催する。

※ニュースポーツ普及指導については、依頼に応じて内容を検討し、指導を行う。

※島本町スポ推だよりを3月に発行する。

令和4年度 スポーツ推進委員の行事等  
(これまでの実績など踏まえた1年間のイメージ)

#### 定例会

毎月第2木曜日 午後7時から 町立体育館 2階 研修室

#### ニュースポーツ体験教室

毎月第3日曜日 (4・10月は除く、6・7・8月は変更予定) 午前9時から  
町立体育館 1階 第1体育室

#### 主要行事

夜間ウォーキング(天王山の山登り) 2月上旬土曜日予定  
人権文化センター出発

#### PTA、いきいき・ふれあい教育事業実行委員会等からの要請

二小交流DAY	10月16日(土)	第二小学校
三小まつり	11月20日(土)	第三小学校
あいあい祭り	10月16日(土)	第四小学校
アートフェスタ	未定	第一小学校 R1?~要請なし。
八宝祭	11月13or20日(土)	第二小学校

平成27~令和2年度要請なし。

#### 他団体の行事のお手伝い

町民スポーツ祭 10月9日(日) 水無瀬川緑地公園スポーツ広場  
しまもとミニマラソン大会 12月12日(日) 第二中学校出発予定  
スポーツレクリエーション祭 3月6日(日)  
第一中学校グラウンド・体育館・テニスコート

#### 三島地区の行事

##### 三島地区スポーツ推進委員研修会

6月20日(日) 研修会会場 摂津市立第三中学校

懇親会会場 摂津市立コミュニティプラザ3階

コンベンションホール

##### 三島地区ふれあいスポーツ交流大会(茨木市)

1月16日(日) 研修会会場 茨木市立南市民体育館

## 大阪府の行事

大阪府スポーツ推進委員研修会 9月11日(土)

会場 クレオ大阪中央 (大阪市立男女共同参画センター中央館)

大阪府スポーツ推進委員初任者研修会 未定

## 近畿地区の行事

近畿地区スポーツ推進研究協議会 (奈良県)

2月4日(金)・5日(土) 会場 なら100年会館 他

## 島本町の他団体の行事

スリータッチボール大会 6月13日(日)、11月14日(日)

会場 第一中学校体育館

## 各地のスポーツ推進委員の行事

ジャパンスローイングビンゴ協会審判講習会 栗東市 6月中旬

ジャパンスローイングビンゴ大会 栗東市 9月下旬

摂津市民ニューススポーツのつどい 7月上旬

## その他の行事

普通救命講習

一般向けの普通救命講習は現状コロナの関係で実施が未定となっている。

自動車運転適性診断

## スポーツ推進委員の報酬

毎月 7,500円 税引後 手取り 7,271円

大ス推協第100号  
令和4年3月29日

各市町村スポーツ推進委員（協議）会事務局 様  
各市町村スポーツ推進委員（協議）会 会長 様  
府スポーツ推進委員協議会 理事・評議員 様

大阪府スポーツ推進委員協議会 事務局

令和3年度大阪府スポーツ推進委員協議会  
第6回理事会 議事録等について（送付）

3月23日（水）に開催しました、標記会議の議事録・資料を別添のとおり送付いたしますので、ご査収の程お願いいたします。

大阪府教育庁 教育振興室  
保健体育課 競技スポーツグループ 内  
大阪府スポーツ推進委員協議会事務局  
担当：中田 将人  
TEL：06-6944-9366（ダイヤルイン）  
FAX：06-6941-4815





# 令和3年度 第6回理事会議事録

日時：令和4年3月23日（水）午後3時00分～  
会場：たかつガーデン「ローズ」

## 次 第

- 1 開 会 出席 15名
- 2 あいさつ 会 長 齊 喜 博 美
- 3 議長選出 齊喜議長を選出
- 4 議 事

第1号議案 令和3年度事業報告・令和4年度事業計画（案）について  
⇒【承認】

第2号議案 令和3年度収支決算（案）について  
⇒【承認】

第3号議案 令和4年度収支予算（案）について  
⇒【承認】

## 5 報告連絡

- (1) 大阪府スポーツ推進委員初任者研修会について
- (2) 府民のスポーツ第120号について  
⇒順次発送予定（通送便の都合により3月末～4月初旬到着予定）
- (3) その他  
○令和5年度近畿スポーツ推進委員研究協議会大阪大会についての  
情報交換（実施形態、会場、実技研修等について）  
⇒各市町村に持ち帰りいただき、来年度の評議員会や理事会の際に提案い  
ただければありがたい。

## 6 閉 会

### 【次回 会議日程】

令和4年度第1回評議員会・理事会・表彰委員会  
5月12日（木）14：00～たかつガーデン（予定）

大阪府スポーツ推進委員協議会



# 令和3年度 第6回理事会

## 資 料

日時：令和4年3月23日（水）午後3時00分～  
会場：たかつガーデン「ローズ」

## 大阪府スポーツ推進委員協議会規約

### (名称)

第1条 この会は、大阪府スポーツ推進委員協議会と称する。

### (事務所)

第2条 この会の事務所は、当分の間大阪府教育庁教育振興室保健体育課内におく。

### (目的)

第3条 この会は、府内市町村スポーツ推進委員連絡組織相互の連携を密にし、その活動の活性化を図り、相協力して府民スポーツの振興に寄与することを目的とする。

### (事業)

第4条 この会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 全国、近畿及び府内市町村スポーツ推進委員連絡組織相互の連絡提携に関すること
- (2) スポーツ推進委員の資質向上を図るための研究大会その他研究協議会等の開催に関すること
- (3) 社会体育に関する調査研究並びに資料収集及び交換幹旋に関すること
- (4) 体育・スポーツ・レクリエーションの啓発宣伝に関すること
- (5) 功労者表彰に関すること（規約は別途定める）
- (6) その他本会の目的を達成するために必要な事業

### (構成)

第5条 この会は、府内市町村スポーツ推進委員連絡組織をもって構成する。

### (役員)

第6条 この会は、次の役員をおく。

理事 16名以上20名以内（うち会長1名、副会長3名、理事長1名を含む）

評議員 各市町村1名（大阪市は2名）

監事 2名

### (役員を選任)

第7条 理事および監事は、評議員の中から評議員会でこれを選任する。

2 会長、副会長および理事長は、理事の中から理事会でこれを選任する。

3 評議員が理事または監事に選任されたときは、評議員の資格を失い、その選出市町村は更にこれに代わる評議員を選出する。

### (役員職務)

第8条 会長は、この会を代表して会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは会長からあらかじめ指名された副会長がその職務を総理する。

3 理事長は、会長の命を受けてこの会の日常の業務を掌理する。

### (理事)

第9条 理事は、理事会を組織し、この会の事務を議決し執行する。

### (理事の特別委嘱)

第10条 会長は、前条のほか学識経験者その他相当と認めるものを理事会の議を経て理事に委嘱することができる。

2 ただし、前項による理事は、全理事数の4分の1を超えることはできない。

### (評議員)

第11条 評議員は、評議員会を組織し、重要な会務を審議決定する。

### (監事)

第12条 監事は、会の財務を監査する。

2 監事は、理事会及び評議員会に出席し、意見を述べることができる。

### (任期)

第13条 この会の役員任期は、2年とし、再任を妨げない。

2 補欠（または増員）役員任期は、前任者（または現任者）の残任期間とする。

3 役員任期満了後でも後任者が就任するまでは、なおその職務を行う。

### (顧問および参与)

第14条 この会に顧問および参与をおくことができる。

2 顧問および参与は、理事会に諮り会長が委嘱する。

- 3 顧問は、会長が必要と認める事項についての諮問に応じ、参与は会長が委嘱した特別事項を処理する。

(事務局)

- 第15条 この会の事務を処理するために事務局をおく。
- 2 事務局に局長および職員をおくことができる。

(理事会)

- 第16条 理事会は、理事をもって構成し、必要に応じ会長がこれを招集しその議長となる。
- 2 理事会は、理事の3分の2以上の出席がなければ会議を開き議決することができない。ただし、あらかじめ書面により意思を表示した者は出席とみなす。
  - 3 理事会の議決は、出席理事の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(評議員会)

- 第17条 評議員会は、会長がこれを招集する。
- 2 会長が必要と認めたときは、臨時に評議員会を招集することができる。
  - 3 第16条の第2項および第3項の規定は評議員会に準用する。
  - 4 評議員会の議長は、評議員の中から互選する。

(専門委員会)

- 第18条 この協議会の事業を遂行するために必要あるときは、各種の専門委員会を設置することができる。
- 2 専門委員会に関する事項は、理事会の議を経て会長が定める。

(経費)

- 第19条 この会の経費は、会費、寄付金、補助金、事業収入、その他収入をもって支弁する。
- 2 近畿スポーツ推進委員研究協議会の大阪府開催に係る積立金を特別会計口座で取り扱うものとする。

(会費)

- 第20条 この会の会費は、各市町村5千円（大阪市2万円）、およびスポーツ推進委員数に400円を乗じた額とし、毎年7月31日までに納入するものとする。
- なお、納入された会費は、返納しないものとする。

(会計年度)

- 第21条 この会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(予算および決算)

- 第22条 この会の予算並びに事業計画は、評議員会の承認を受けるものとし、決算は、毎会計年度終了後、監事の監査を受けたうえ評議員会の承認を得るものとする。
- 2 予算の科目間において流用を行う場合は、理事会の承認を得るものとする。
  - 3 収支決算に剰余金がある場合は、翌年度に繰り越すものとする。

附則

- 1 この規約の改廃は、評議員会の議決を経て行うものとする。
- 2 この規約の施行に関し必要な事項は、理事会の議を経て別に定める。
- 3 この規約は、昭和36年9月14日から施行する。
- 4 この規約は、昭和39年5月15日から施行する。
- 5 この規約は、昭和43年5月21日から施行する。
- 6 この規約は、昭和47年6月20日から施行する。
- 7 この規約は、昭和51年5月18日から施行する。
- 8 この規約は、昭和52年5月17日から施行する。
- 9 この規約は、昭和53年5月19日から施行する。
- 10 この規約は、平成3年5月31日から施行する。
- 11 この規約は、平成4年5月22日から施行する。
- 12 この規約は、平成14年3月20日から施行する。
- 13 この規約は、平成16年7月9日から施行する。
- 14 この規約は、平成21年4月1日から施行する。
- 15 この規約は、平成23年8月24日から施行する。
- 16 この規約は、平成28年5月10日から施行する。
- 17 この規約は、令和2年6月19日から施行する。

## 令和3年度 事業報告

### 1 代表派遣・参加推薦

名称	期日	会場	概要
(公社)全国スポーツ推進委員連合理事会	R3.5.25(火)	【リモート開催】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第63回全国スポーツ推進委員研究協議会(滋賀県)について</li> <li>・令和2年度事業報告の件</li> <li>・令和2年度貸借対照表・正味財産増減計算書・財産目録承認の件</li> </ul>
近畿スポーツ推進委員協議会会長会 (第1回評議員会及び事務担当者会)	R3.6.11(水)	【書面決議】 (担当 奈良県)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和3年度近畿スポーツ推進委員協議会役員(案)について</li> <li>・令和3年度近畿スポーツ推進委員研究協議会開催要項(案)について</li> <li>・令和3年度近畿スポーツ推進委員協議会功労者表彰について</li> <li>・近畿スポーツ推進委員協議会担当府県ローテーションについて</li> <li>・中ブロックスポーツ推進委員連絡協議会について</li> </ul>
(公社)全国スポーツ推進委員連合定時総会	R3.6.10(木)	【リモート開催】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第63回全国スポーツ推進委員研究協議会(滋賀県)について</li> <li>・令和2年度事業報告の件</li> <li>・令和2年度貸借対照表・正味財産増減計算書・財産目録承認の件について</li> </ul>
近畿スポーツ推進委員協議会会長会 (第2回評議員会及び事務担当者会)	R3.9.17(金)	【リモート開催】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和3年度近畿スポーツ推進委員研究協議会開催方法の変更について</li> <li>・令和3年度近畿スポーツ推進委員研究協議会収支予算(案)について</li> <li>・令和3年度近畿スポーツ推進委員協議会功労者表彰について</li> <li>・令和4年度近畿スポーツ推進委員研究協議会兵庫大会について</li> </ul>
第62回 全国スポーツ推進委員研究協議会	R3.11.18(木)～ R3.11.19(金) 【中止】	SAGAサンライズパーク 他 (佐賀県)	【中止】
近畿スポーツ推進委員研究協議会	R4.2.4(金)～ R4.2.5(土) 【開催方法変更】	なら100年会館 他 (奈良県)	動画配信形式により開催(表彰式中止)
(公社)全国スポーツ推進委員連合理事会	R4.3.11(金)	【リモート開催】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「令和4年度事業計画(案)の承認」について</li> <li>・「令和4年度収支予算(案)の承認」について</li> </ul>

2 研修会・共催等

(1)研修会等の開催

名称	期 日	会 場	概 要
令和3年度 大阪府 スポーツ推進委員 研修会	R3.9.11(土) 【中止】	クレオ大阪中央	【中止】
令和3年度 大阪府 スポーツ推進委員 初任者研修会	R4.2.20(日)	エルおおさか 及びオンライン開催	講義:「スポーツ推進委員の資質と役割」 グループワーク: 「私たちスポーツ推進委員は、住んでいる地域のため にどのようなスポーツ活動ができるでしょうか？」 講師(リーダー養成講習会受講者8名) ・高石市 :小谷 恵美子 氏 ・寝屋川市 :大東 貢生 氏 宮前 佳子 氏 ・東大阪市 :吉金 英明 氏 ・岸和田市 :浅田 昌子 氏 ・富田林市 :原 幹人 氏 ・貝塚市 :千畑 よおみ 氏 ・箕面市 :岩重 敏子 氏

(2)共催・協力

名称	期 日	会 場	概 要
第10回大阪マラソン・第77回びわ湖 毎日マラソン統合大会 ～OSAKA MARATHON 2022～	R4.2.27(日) 【一般部門中止】	大阪市	大阪府、大阪市、 (一財)大阪陸上競技協会 (大阪マラソン組織委員会に出席)
2020府民スポーツレクリエーション フェスティバル	R3.8～11月を 中心に開催 *スポーツレクリエーション 発表交流会を11月 中旬に実施予定 【オンライン開催】	万博公園他	府民の生涯を通じたスポーツ・レクリエーション活動の振興に資することを目的に共催した。

### 3 会議等の開催(理事会・評議員会等)

名称	期日	会場	概要
第1回評議員会	R3.5.11(木) 【中止】 書面決議	たかつガーデン 「たかつ西」	・令和2年度事業報告について ・令和3年度事業計画(案)について ・令和2年度収支決算について ・令和3年度収支予算(案)について
第1回理事会			・報告事項
第2回理事会	R3.8.5(木)	たかつガーデン 「コスモス」	・令和3年度理事、評議員について ・令和3年度大阪府スポーツ推進委員研修会について
第3回理事会	R3.10.28(木)	たかつガーデン 「オリーブ」	・令和3年度大阪府スポーツ推進委員初任者研修会について ・令和3年度リーダー養成講習会について
第4回理事会 ・表彰式	R3.12.7(火)	ホテルアウイーナ大阪「信貴」	・令和3年度大阪府スポーツ推進委員初任者研修会について ・令和4年度大阪府スポーツ推進委員研修会について ・令和3年度スポーツ推進委員功労者等 表彰式
第5回理事会 ・表彰式	R4.2.22(火)	ホテルアウイーナ大阪「二上」	・報告事項 ・令和3年度近畿スポーツ推進委員功労者 表彰式
第6回理事会	R4.3.23(水)	たかつガーデン 「ローズ」	・令和3年度事業報告について ・令和4年度事業計画について ・令和3年度収支決算について ・令和4年度収支予算について

#### (表彰委員会)

名称	期日	会場	概要
第1回表彰委員会	R3.5.11(木) 【中止】 書面決議	たかつガーデン 「たかつ西」	・文部科学大臣表彰について
第2回表彰委員会	R3.6.10(木) 書面決議	—	・(公社)全国スポーツ推進委員連合表彰について
第3回表彰委員会	R3.8.5(木)	たかつガーデン 「コスモス」	・大阪府スポーツ推進委員協議会功労者表彰について
第4回表彰委員会	R3.10.28(木)	たかつガーデン 「オリーブ」	・近畿スポーツ推進委員協議会功労者表彰について

### 4 刊行物の発行

機関紙「府民のスポーツNO120」の発行(令和4年3月31日)



## スポーツ推進委員功労者表彰

【文部科学大臣表彰 3名】 期日：令和3年11月18日（木） 会場：SAGAサンライズパーク＜表彰式中止＞  
木野 欽司（泉大津市） 渡部 元二（大阪市） 川端 睦己（貝塚市）

【全国スポーツ推進委員連合表彰】 期日：令和3年11月18日（木） 会場：SAGAサンライズパーク＜表彰式中止＞

### ○功労者表彰（5名）

坂本 由美（泉南市） 村田 俊明（東大阪市） 梅田 福子（富田林市） 安達 匠（羽曳野市）  
奥野 一吉（泉佐野市）

### ○優良団体表彰（1団体）

泉大津市スポーツ推進委員協議会

### ○30年勤続表彰（13名）

渡部 元二（大阪市） 村上 弘治（大阪市） 柿本 哲夫（豊中市） 藤森 久美（豊中市）  
川崎 五郎（豊中市） 多賀 洋子（豊中市） 羽賀 正（豊能町） 大坪 満津子（吹田市）  
星野 悦治（八尾市） 浦野 雅人（富田林市） 巽 久男（泉大津市） 斉喜 博美（貝塚市）  
西浦 勝治（泉佐野市）

【近畿スポーツ推進委員協議会表彰 7名】 期日：令和3年2月4日（金） 会場：なら100年会館＜表彰式中止＞

西浦 勝治（泉佐野市） 松木 比直子（豊中市） 中田 早苗（池田市） 立野 幸一（田尻町）  
大野 照代（岬町） 岩重 敏子（箕面市） 川畑 信隆（岸和田市）

【大阪府スポーツ推進委員協議会功労者表彰 366名】

期日：令和3年9月11日（土） 会場：クレオ大阪中央<表彰式中止>

大久保 昭宏	(大阪市)	西野 功	(大阪市)
西村 哲朗	(大阪市)	早雲 義孝	(大阪市)
南山 和彦	(大阪市)	廣實 千尋	(大阪市)
室谷 亮哉	(大阪市)	前田 寿光	(大阪市)
奥野 雅史	(大阪市)	正池 勉	(大阪市)
清水 淳子	(大阪市)	榊谷 行雄	(大阪市)
元田 元美	(大阪市)	三砂 純	(大阪市)
野口 知洋	(大阪市)	和南 志麻	(大阪市)
石田 芳久	(大阪市)	荒巻 大策	(大阪市)
竹原 佳子	(大阪市)	井上 典子	(大阪市)
田中 知子	(大阪市)	浦田 洋子	(大阪市)
長井 きよみ	(大阪市)	大木 加代子	(大阪市)
島田 眞奈美	(大阪市)	奥野 義信	(大阪市)
稲谷 尚子	(大阪市)	喜多 和	(大阪市)
小西 敏弘	(大阪市)	塩見 徳彦	(大阪市)
高田 鶴城	(大阪市)	柴山 寿子	(大阪市)
土橋 孝和	(大阪市)	新家 優幸	(大阪市)
永井 幸代	(大阪市)	田中 敏雄	(大阪市)
溝脇 美恵子	(大阪市)	趙 政和	(大阪市)
田中 伯子	(大阪市)	張 景信	(大阪市)
荒木 愛子	(大阪市)	永井 亨	(大阪市)
市川 浩二	(大阪市)	中島 雅子	(大阪市)
井畑 朱美	(大阪市)	中曾 浩二	(大阪市)
今中 一治	(大阪市)	西田 光博	(大阪市)
岩井 敬育	(大阪市)	平安 義之	(大阪市)
大谷 豊治	(大阪市)	松崎 太治	(大阪市)
大塚 光孝	(大阪市)	松村 淳子	(大阪市)
上峠 勝	(大阪市)	矢田 幸之助	(大阪市)
北濱 晃司	(大阪市)	山口 ひとみ	(大阪市)
黒崎 裕睦	(大阪市)	山下 直美	(大阪市)
児玉 典章	(大阪市)	山下 稔	(大阪市)
小山 裕義	(大阪市)	石江 光雄	(大阪市)
下村 良見	(大阪市)	桂田 美佐枝	(大阪市)
白木 功子	(大阪市)	田中 敬三	(大阪市)
杉本 篤彦	(大阪市)	辻内 育夫	(大阪市)
関川 完治	(大阪市)	森脇 千佳	(大阪市)
田中 勝美	(大阪市)	吉田 典子	(大阪市)
田下 恵子	(大阪市)	飯田 順治	(大阪市)
中河 悦子	(大阪市)	石田 幸司朗	(大阪市)
中村 安津美	(大阪市)	石橋 仁	(大阪市)

井上	正人	(大阪市)	佐古	雅也	(大阪市)
上田	政幸	(大阪市)	濱砂	実和子	(大阪市)
大南	勝也	(大阪市)	三原	孝男	(大阪市)
小川	玲子	(大阪市)	吉岡	勉	(大阪市)
尾田	祥子	(大阪市)	阿部	仁	(大阪市)
笠村	太	(大阪市)	石高	美保子	(大阪市)
加藤	久実	(大阪市)	永崎	雅子	(大阪市)
川床	美保	(大阪市)	大橋	千力	(大阪市)
菊川	恭子	(大阪市)	岸本	貞雄	(大阪市)
久保田	鈴美	(大阪市)	小泉	美樹	(大阪市)
小島	省三	(大阪市)	阪本	昌毅	(大阪市)
佐藤	博	(大阪市)	菅	孝治	(大阪市)
志野	正己	(大阪市)	杉本	充芳	(大阪市)
柴田	洋子	(大阪市)	寶部	寿子	(大阪市)
清水	栄二	(大阪市)	竹島	昌則	(大阪市)
宿谷	千宝	(大阪市)	太刀川	省治	(大阪市)
白木	則夫	(大阪市)	谷山	博	(大阪市)
田井	一美	(大阪市)	垂口	恵	(大阪市)
田口	和男	(大阪市)	藤堂	賢二	(大阪市)
田村	幸子	(大阪市)	中川	武志	(大阪市)
田村	猛	(大阪市)	中迫	安子	(大阪市)
出戸	敦子	(大阪市)	根矢	正子	(大阪市)
永井野	恵美	(大阪市)	長谷川	能一	(大阪市)
中尾	信彦	(大阪市)	馬場	政彦	(大阪市)
中島	弘校	(大阪市)	飛田	和子	(大阪市)
中原	千晴	(大阪市)	帆足	良雄	(大阪市)
中村	充世	(大阪市)	松浦	正敏	(大阪市)
中村	みゆき	(大阪市)	松村	美加	(大阪市)
中村	律子	(大阪市)	松本	精二	(大阪市)
西堀	貴子	(大阪市)	真弓	美和子	(大阪市)
西村	かよ子	(大阪市)	萬関	慎吾	(大阪市)
西村	典夫	(大阪市)	宮地	美杏	(大阪市)
前田	伸子	(大阪市)	向井	貴弘	(大阪市)
森	澄子	(大阪市)	武藤	昇	(大阪市)
森本	優子	(大阪市)	盛林	大輔	(大阪市)
八木	幸子	(大阪市)	森村	信治	(大阪市)
山本	成子	(大阪市)	山内	英和	(大阪市)
吉國	耕平	(大阪市)	山崎	武	(大阪市)
岩下	幸弘	(大阪市)	山田	和哉	(大阪市)
喜多	葉	(大阪市)	山本	利夫	(大阪市)

吉田	利弘	(大阪市)	福森	ゆかり	(箕面市)
吉田	昇	(大阪市)	森 佐	知子	(箕面市)
吉村	久美	(大阪市)	新谷	修	(能勢町)
赤木	卓	(大阪市)	高田	昌繁	(豊能町)
大内	雅文	(大阪市)	桑原	美代子	(吹田市)
真田	浩	(大阪市)	西澤	健治	(吹田市)
松原	さやか	(大阪市)	岡本	テルミ	(吹田市)
松本	純一	(大阪市)	篠村	鉄人	(吹田市)
南浦	敏輝	(大阪市)	奥本	文子	(吹田市)
安間	美彦	(大阪市)	桑嶋	薫	(吹田市)
山崎	美穂	(大阪市)	三上	泰宏	(吹田市)
土居	寿子	(豊中市)	山本	眞理子	(吹田市)
村井	千賀子	(豊中市)	柏木	恒貞	(吹田市)
内山	正子	(豊中市)	清田	美代子	(吹田市)
松代	和子	(豊中市)	中口	文夫	(吹田市)
森口	さとみ	(豊中市)	藪本	修	(吹田市)
原 則	子	(豊中市)	石川	末子	(吹田市)
遠藤	毅	(豊中市)	仲尾	邦彦	(吹田市)
森島	孝司	(豊中市)	金本	勝年	(高槻市)
山本	正和	(豊中市)	木村	憲司	(高槻市)
内海	比佐衣	(豊中市)	田代	千治	(高槻市)
行松	孝祐	(豊中市)	藤川	智子	(高槻市)
今井	方人	(豊中市)	前田	貴之	(高槻市)
金谷	順子	(豊中市)	森 憲	夫	(高槻市)
田村	通子	(豊中市)	山本	悦子	(高槻市)
桐山	恭子	(豊中市)	村上	国博	(高槻市)
桑村	好和	(豊中市)	門川	正美	(高槻市)
山本	昌之	(豊中市)	千代	考至	(高槻市)
有ヶ谷	一郎	(豊中市)	辻 晶	子	(高槻市)
田代	しかの	(豊中市)	錦戸	富雪	(高槻市)
丹羽	基樹	(豊中市)	榎原	京子	(高槻市)
渡辺	尚夫	(豊中市)	森川	やよい	(高槻市)
小野瀬	みどり	(池田市)	吉田	典子	(高槻市)
櫛橋	邦彦	(池田市)	松野	宏信	(茨木市)
井上	響子	(箕面市)	浅野	憲子	(茨木市)
小吉	敦子	(箕面市)	谷 嘉	規	(茨木市)
植村	明弘	(箕面市)	的場	弘	(茨木市)
清水	佐和子	(箕面市)	大西	光男	(茨木市)
谷川	英樹	(箕面市)	橋阪	悦子	(茨木市)
中村	雄介	(箕面市)	石田	幸雄	(茨木市)

伊藤 義一	(摂津市)	中辻 義人	(東大阪市)
玉岡 恵美子	(島本町)	平野 明	(東大阪市)
今西 宏孝	(守口市)	田中 勝	(東大阪市)
佐々木 佐智子	(守口市)	林 将好	(東大阪市)
竹元 隆志	(守口市)	東野 貞夫	(東大阪市)
高石 哲	(守口市)	楠木 正夫	(東大阪市)
岩田 公恵	(守口市)	竹内 行弘	(東大阪市)
市村 香代子	(守口市)	西田 繁一	(東大阪市)
井貝 毅	(守口市)	生田 良行	(東大阪市)
岩永 文雄	(枚方市)	池永 康範	(東大阪市)
草部 正和	(枚方市)	川内 達夫	(東大阪市)
堀内 富士子	(枚方市)	高井 茂	(東大阪市)
和田 隆	(枚方市)	辻 初美	(東大阪市)
南 正信	(枚方市)	坪池 良文	(東大阪市)
岡山 晋	(枚方市)	福田 吉和	(東大阪市)
門前 雅己	(枚方市)	赤松 建	(東大阪市)
飯野 三男	(枚方市)	市口 肇	(東大阪市)
島村 哲司	(枚方市)	田中 秀和	(東大阪市)
清水 安德	(枚方市)	辻西 剛	(東大阪市)
中島 一	(枚方市)	戸田 健二	(東大阪市)
山田 晴秀	(枚方市)	中川 博誠	(東大阪市)
大東 貢生	(寝屋川市)	中谷 廣司	(東大阪市)
菅原 智彦	(寝屋川市)	中辻 正人	(東大阪市)
廣瀬 訓子	(寝屋川市)	北條 良樹	(東大阪市)
重久 千晶	(寝屋川市)	向井 行栄	(東大阪市)
岩城 美紀子	(大東市)	山口 美代子	(東大阪市)
高木 淳子	(大東市)	露原 行隆	(八尾市)
夏田 圭一	(大東市)	薦本 美敏	(八尾市)
和田 麻美	(大東市)	宮本 京子	(八尾市)
野村 雅一	(門真市)	森光 正	(八尾市)
澤田 謙二	(門真市)	石川 宣彦	(柏原市)
守屋 和彦	(門真市)	坂 哲也	(柏原市)
中田 育子	(門真市)	川口 裕之	(柏原市)
西山 護	(門真市)	山下 美紀	(富田林市)
後藤 剛	(門真市)	渡邊 忍	(富田林市)
中口 恵未子	(交野市)	久門 香織	(富田林市)
中矢 理恵	(交野市)	松田 早人	(富田林市)
藤田 隆	(東大阪市)	村尾 博子	(富田林市)
密川 勉	(東大阪市)	井上 裕史	(河内長野市)
上垣 賢一	(東大阪市)	中村 真裕美	(河内長野市)

縫 明美	(河内長野市)	橋本 隆成	(岸和田市)
道籬 弘明	(河内長野市)	濱出 利行	(貝塚市)
泉尾 妙子	(松原市)	吉山 真弓	(貝塚市)
成山 孝	(松原市)	有本 泉	(泉佐野市)
佐藤 次夫	(羽曳野市)	松本 敏彦	(泉佐野市)
芝池 さち子	(羽曳野市)	西村 成生	(泉佐野市)
芝池 涼子	(羽曳野市)		
神崎 恭子	(羽曳野市)	以上 366名	
富原 千恵子	(羽曳野市)		
大杉 喜洋子	(太子町)		
氏林 勉	(堺市)		
白本 忠弘	(堺市)		
田中 義昭	(堺市)		
橋本 美恵	(堺市)		
松山 千和子	(堺市)		
西 恵司	(堺市)		
遠藤 信行	(堺市)		
大橋 眞恵	(堺市)		
中村 豊一	(堺市)		
井ノ本 純一	(堺市)		
梶本 匡則	(堺市)		
庄司 昌規	(和泉市)		
石戸 さゆり	(和泉市)		
藤原 達也	(和泉市)		
山本 紀子	(和泉市)		
池畑 正巳	(和泉市)		
芝 眞宏	(和泉市)		
山尾 幸弘	(和泉市)		
増井 由起子	(和泉市)		
廉林 良市	(忠岡町)		
松阪 一夫	(忠岡町)		
加減 健二	(岸和田市)		
枳本 克義	(岸和田市)		
上竹 喜美	(岸和田市)		
遠藤 京子	(岸和田市)		
栢木 佳津子	(岸和田市)		
西村 二三夫	(岸和田市)		
福西 由樹子	(岸和田市)		
松元 浩之	(岸和田市)		
八尾 英規	(岸和田市)		

## 令和4年(2022年)度 事業計画(案)

### 1 代表派遣・参加推薦

名 称	期 日	会 場
第63回全国スポーツ推進委員研究協議会	R4. 11. 17 (木) ~18 (金)	YMITアリーナ (滋賀県草津市)
令和4年度近畿スポーツ推進委員研究協議会	R5. 2. 11(土・祝)~12(日)	アクリエひめじ 他 (兵庫県姫路市)
全国スポーツ推進委員連合総会、会議等	随 時	国立オリンピック記念 青少年総合センター他
令和4年度リーダー養成講習会	R5. 3月	国立オリンピック記念 青少年総合センター他

### 2 刊行物の発行

機関紙「府民のスポーツNo. 121」の発行(令和5年3月発行予定)

### 3 調査研究等

名 称	期 日	会 場
令和4年度大阪府スポーツ推進委員研修会	R4. 9. 10 (土)	サーティホール (大阪府大東市)
大阪府スポーツ推進委員初任者研修会	未 定	未 定

### 4 共催、後援、協賛、協力

名 称	期 日	会 場	主 催 等
第11回大阪マラソン・第78回びわ湖毎日マラソン統合大会	R5. 2. 26 (日)	大阪市	大阪府、大阪市、 (公財)大阪陸上競技協会
2022府民スポーツ・レクリエーションフェスティバル	R4. 10月・11月	未 定	大阪府、府教育委員会等
各種講習会、研修会	随時		

### 5 功労者の表彰

文部科学大臣表彰・全国スポーツ推進委員連合表彰(功労者、優良団体)

近畿スポーツ推進委員協議会表彰・大阪府スポーツ推進委員協議会表彰

### 6 会議の開催

理事会・評議員会を適宜開催

令和3年度 大阪府スポーツ推進委員協議会収支決算(案)

収入の部

(単位：円)

大科目		予算額	決算額	差引	備 考
会 費		1,673,300	1,687,400	▲ 14,100	
	大阪府	1,026,800	1,034,400	▲ 7,600	各市町村(43市町村)、個人会費(2011名)
	全国個人会費	646,500	653,000	▲ 6,500	全国連合個人会費(⑤500×1306名) 昨年度1293名
補助金		100,000	50,000	50,000	全国連合から初任者研修会補助
諸収入		48,744	77,727	▲ 28,983	みんなのスポーツ売上払戻し金・利息・近畿スポーツ推進委員研究協議会動画作成経費補助、分担金一部返還
繰越金		2,846,087	2,846,087	0	
合 計		4,668,131	4,661,214	6,917	

※(決算額)－(予算額)にて算出(差引マイナスに▲を付しています)

支出の部

(単位：円)

大科目	小科目	予算額	決算額	差引	備 考
事業費		1,450,000	361,922	1,088,078	
	派遣旅費	500,000	45,660	454,340	リーダー部会 派遣旅費・初任者研修会リーダー派遣旅費
	機関紙発行費	150,000	97,680	52,320	府民のスポーツ発行費
	調査振興費	800,000	218,582	581,418	府功労者表彰経費・府研修会冊子等 初任者研修会講師謝金・会場使用料・使用物品
分担金		796,500	758,000	38,500	
	分担金	150,000	105,000	45,000	全国連合(正会員40,000円)・近畿(65,000円)
	全国連合個人会費	646,500	653,000	▲ 6,500	全国連合個人会費(1306名)
事務費		125,000	104,690	20,310	
	会議費	100,000	104,690	▲ 4,690	諸会議開催経費等
	通信費	5,000	0	5,000	
	消耗品費	20,000	0	20,000	
諸 費		8,000	4,840	3,160	振込み手数料等
賛助会費		10,000	10,000	0	全国連合賛助会費
積立金		300,000	300,000	0	近畿研究協議会積立金
予備費		1,978,631	10,000	1,968,631	大阪府障がい者スポーツ協会賛助会費
繰越金			3,111,762	▲ 3,111,762	
合 計		4,668,131	4,661,214	6,917	

※(決算額)－(予算額)にて算出(差引マイナスに▲を付しています)

令和3年度大阪府スポーツ推進委員協議会収支決算について、監査の結果、帳簿は正確であり、証拠書類も整備され、適切であることを認めます。

令和 年 月 日

監事

監事



令和3年度 大阪府スポーツ推進委員協議会特別会計 積立状況

令和4年3月23日現在

(単位：円)

	予算額	積立額	合計	備考
平成29年度	300,000	300,000	300,000	
平成30年度	300,000	300,000	600,000	
令和元年度	300,000	300,000	900,000	
令和2年度	300,000	300,000	1,200,000	
	利息	9	1,200,009	
令和3年度	300,000	300,000	1,500,009	次回(R5開催予定)近畿スポーツ推進委員研究協議会 (大阪府開催)に向けて
	利息	10	1,500,019	

※以降 年度ごとの積立状況を追加

令和3年度大阪府スポーツ推進委員協議会特別会計積立状況決算について、監査の結果、帳簿は正確であり、証拠書類も整備され、適切であることを認めます。

令和 年 月 日

監事

監事

令和4年度 大阪府スポーツ推進委員協議会収支予算(案)

収入の部

(単位：円)

大科目		R4予算額(A)	R3予算額(B)	増 減(A)-(B)	備 考
会 費		1,687,400	1,673,300	14,100	
	大阪府	1,034,400	1,026,800	7,600	各市町村(43市町村)、個人会費(2011名)
	全国個人会費	653,000	646,500	6,500	全国連合個人会費(@500×1306名)
補助金		100,000	100,000	0	全国連合から府研修会・初任者研修
諸収入		54,208	48,744	5,464	みんなのスポーツ売上払戻し金・利息
繰越金		3,111,762	2,846,087	265,675	
合 計		4,953,370	4,668,131	285,239	

支出の部

(単位：円)

大科目	小科目	R4予算額(A)	R3予算額(B)	増 減(A)-(B)	備 考
事業費		1,450,000	1,450,000	0	
	派遣旅費	500,000	500,000	0	連合総会・理事会(東京)・全国(滋賀)・近畿(兵庫) ※研究大会・会議・情報交換会
	機関紙発行費	150,000	150,000	0	府民のスポーツ発行費
	調査振興費	800,000	800,000	0	府研修会等開催諸経費等
分担金		803,000	796,500	6,500	
	分担金	150,000	150,000	0	全国連合・近畿
	全国連合個人会費	653,000	646,500	6,500	全国連合個人会費(1306名)
事務費		175,000	125,000	50,000	
	会議費	150,000	100,000	50,000	諸会議開催経費等
	通信費	5,000	5,000	0	郵券代
	消耗品費	20,000	20,000	0	事務用品購入費
諸 費		8,000	8,000	0	振込み手数料等
賛助会費		20,000	10,000	10,000	全国連合賛助会費・大阪障がい者スポーツ協会賛助会費
積立金		300,000	300,000		近畿研究協議会積立金
予備費		2,197,370	1,978,631	218,739	
合 計		4,953,370	4,668,131	285,239	

令和4年度 大阪府スポーツ推進委員協議会特別会計 積立状況

令和4年3月23日現在

(単位：円)

	予算額	積立額	合計	備考
平成29年度	300,000	300,000	300,000	
平成30年度	300,000	300,000	600,000	
令和元年度	300,000	300,000	900,000	
令和2年度	300,000	300,000	1,200,000	
	利息	9	1,200,009	
令和3年度	300,000	300,000	1,500,009	
	利息	10	1,500,019	
令和4年度	300,000			次回(R5開催予定)近畿スポーツ推進委員研究協議会 (大阪府開催)に向けて

## 令和3年度大阪府スポーツ推進委員初任者研修会（報告）

1. 日 時 2022年2月20日（日）14：00から
2. 場 所 エルおおさか（大阪府立労働センター）
3. 開催方法 現地集合型・オンライン 同時開催
4. 次 第
  1. 開会あいさつ  
大阪府スポーツ推進委員協議会 会長 齊喜 博美
  2. 講師紹介  
大阪府スポーツ推進委員協議会 リーダー部会
  3. 講義  
「スポーツ推進委員の資質と役割」  
大阪府スポーツ推進委員協議会 リーダー部会長 小谷 恵美子
  4. グループワーク  
「私たちスポーツ推進委員は、住んでいる地域のためにどのようなスポーツ活動ができるでしょうか」  
大阪府スポーツ推進委員協議会 リーダー部会 大東 貢生
  5. 修了証授与
  6. 閉会あいさつ  
大阪府スポーツ推進委員協議会 リーダー部会長 小谷 恵美子
5. 参加者
 

現地集合型	21名（5名欠席 1名オンラインで参加）
オンライン	7名（1名欠席）

委員歴（年）	参加者数（名）
1	6
2～5	10
6～10	3
10以上	3
事務局	6

市町村	参加者数（名）
豊中市	1
池田市	1
箕面市	1
茨木市	2
島本町	1
枚方市	2
門真市	3
八尾市	1
千早赤阪村	2
堺市	8
和泉市	2
高石市	1
岸和田市	2
岬町	1

【リーダー部会 振り返り】

■市町村ごと、ブロックごとなど、交流や情報共有を希望している方が多いと感じた。府の研修会のみではなく、他市町村の情報を共有する場が必要か。

■過去4年間の参加状況を分析すると、市町村により参加人数の偏りが見られる。独自に初任者研修を行っているなど、理由があるかと思うがたくさんの委員に参加してもらえる研修会にしたい。(現在は、参加者の委員歴に制限は設定していないため、改めてスポーツ推進委員について、学びなおすことができる。)

【来年度開催方法】

■今年度の同様に、現地集合型とオンラインの同時開催で検討中  
内容及び、開催時期については、リーダー部会において改めて検討し、理事会で報告予定。(開催時期については、新年度に入りある程度の行事を経験した秋～冬にかけての時期で検討中)

初任者研修会参加者推移(市町村別)

	H30	R1	R2	R3	合計
大阪市	1				1
豊中市		1		1	2
池田市				1	1
箕面市	2	2	1	1	6
能勢町					
豊能町					
吹田市					
高槻市	1				1
茨木市	2	1		2	5
摂津市					
島本町		2	1	1	4
守口市					
枚方市	4	2	3	2	11
寝屋川市			2		2
大東市			7		7
門真市				3	3
四條畷市	1				1
交野市					
東大阪市	2				2
八尾市	1	2		1	4
柏原市	4	3			7
富田林市	2	1	4		7
河内長野市					
松原市					
羽曳野市	2	2	1		5
藤井寺市					
大阪狭山市					
太子町	1				1
河南町					
千早赤阪村	1	2	1	2	6
堺市	2	2		8	12
泉大津市		3			3
和泉市	2	1	3	2	8
高石市	1	4	3	1	9
忠岡町					
岸和田市	3			2	5
貝塚市	2	1			3
泉佐野市	1	1			2
泉南市	2		2		4
阪南市	1	1	1		3
熊取町					
田尻町					
岬町	13			1	14
合計	51	31	29	28	139

図1.今年度の初任者研修会はコロナ禍により集合型とオンラインの同時開催となりましたが、どのように思われましたか。

内容	回答数	%
よかった	13	56.5
どちらかといえばよかった	9	39.1
どちらともいえない	1	4.4

問2.なぜ問1でそのように回答されましたか。受講までの準備、講義、グループワーク等について具体的にお願いします。

- ・Zoomで参加し会場まで行く手間が省けたことです。
- ・ハイブリッドに工夫がみられた。
- ・物理的な参加ができない場合は、オンラインであるべきです。ただ、発表はなくても良かったです。発表はなくても、意義のある会ではあると思います
- ・準備が大変だったと思います。有難ございます。他市の方々の、ご意見 とても参考になりました。限られた時間だったので、少しバタバタしましたが、私も負けじと頑張る意欲が湧きました。
- ・グループワークが大変勉強になりました。
- ・グループワークも出来るので遠方からの参加ができる、私は高齢ですので現地で顔を合わせて議論するのが安心感があります。
- ・穏やかな雰囲気、初めて参加したような感じが良かったです。
- ・皆さんの悩みが、自分が感じている事と同じで共感できました。
- ・コロナ禍での開催でしたので不安もありましたが会場で講義を受け、グループワークを体験することができてよかったです。
- ・集合「グループワーク」のテーマで住んでいる地域が、市or地区・地域なのか戸惑いました。また、「どの様なスポーツ活動」の問いに「目的なのか手段」を記載すべきか迷いました。
- ・事前準備され良かったと思うのですが、伝わる物が無かった様に思います。講義の時間を重きに置きすぎ。パワーポイントは読めばわかりやすい。
- ・グループワークに時間を掛けてやれば、各市のスポーツ推進委員会の現状把握が生の声で掴めます。
- ・他市町村の課題を聞いて良かったです
- ・他地区では現状が聞けた。
- ・研修会運営の準備に携わって頂いた方々の、細部に渡るお心遣いがある所にお見受けされ、終始心地好く研修会を受けさせて頂きました。対面とリモートのハイブリッド講義という事で、私の様な面倒くさがりには有難い選択肢が与えられていた点が、非常に助かりました。
- 私としては、やはり対面での場の空気、人物に触れて始めて感じて居られる事が有ると思いますので。
- グループワークにおいても、当初思っていた感じとは全く違って、活発な意見が飛び交っていた様に感じました。
- グループワークで、他市の推進委員の状況などを知ることができたので。
- グループワークで近隣市の方の情報を仕入れたのがよかった。
- 準備、講義については問題ありません。グループワークにおいては、ローカルでは付箋を用い、オンラインでは、太いマジックと紙でやりとりする形でしたが、オンラインではペンや紙を用意してないなど、準備不足の方が多かったように思います。
- コメント機能？を使うなど、準備がいらない方法はいかがでしょうか。
- 音声のやり取りが上手くいか無い場面があった事残念でした。ただ、状況を鑑みて選択肢をご用意頂いたことは非常に素晴らしい、有難いと思っています。
- ・各市の活動や課題が聞ける、聞けたこと。
- ・参加者が増えるから
- ・グループワークで色々な話し合いが出来た事です。
- ・コロナ禍で研修会などイベントが中止される中で開催されたことは良かったです。

**問3.本日の研修会で、最も印象に残ったことをお書きください。**

- ・小谷部会長の講義大変印象に残りました
- ・各班の発表が良かった、やはり5分は必要です。
- ・長い間役をされている方もいらしゃるのだなと、思いました！大変な事だと思います。
- ・ハイブリッド会議の難しさと、テクニク。
- ・グループワークでの課題が高齢化による後継者の人材不足、地域でのイベントの周知など、抱えている問題は同じだと共有することができた。
- ・提示された課題の本質の議論まで進められればbetterと思いました。皆さんの熱意や思いを感じました。講義内容の中で、委員の選出に課題の全てが関連すると思われれます。選出時にスポンサー推委員としての適正等の本質を見抜く事は最も重大ですが、極めてハードルが高いと感じています。
- ・グループワークで他地区の状況が良かった事、アイデアを頂けた事。
- ・グループワーク作成の意見交換が良かったです。
- ・発表会。
- ・リーダー部会の方々の、スポーツ推進委員としての自覚と真摯な取組む姿勢に感嘆致しました。
- ・どの地区も高齢化問題で同じ人が複数年されているという状況があった。
- ・どの地域も、委員の高齢化や選出方法が課題の一つになっていること
- ・公募。
- ・各市の意見が聞けてよかった。
- ・ワークで他市の推進委員さんとお話し出来たのが貴重な経験となりました。
- ・委員を公募において募集していること。
- ・他地区の動向。
- ・各班に別れてからの発表です。
- ・グループワークの方法が良かった。

**問4.本日の研修会に参加したことや学びにつながったこと、何がありましたでしょうか。どのようなことを学んだのかについてお書きください。**

- ・スポーツ推進委員の高齢化について、及び今後の対応について
- ・皆さんそれぞれの分野で、頑張ってもらえると思いました。ごなにも、人集めに苦労多少は、してらっしゃると、思いました。大会しても年齢的な事もあるのか、大変そうでした！会場に来て頂くアクセスの難しさなど、問題は山積みです。若い方はまだまだ働く事に一生懸命ですハイブリッドの会議のやり方が参考になった。
- ・スポーツ推進委員がどういふものかわかったのかよかったです。
- ・時間が少なく、各人が課題や実施スポーツをふせんに書いてジャンル毎にまとめ発表した内容で、突っ込んだ意見交換は出来ませんでした。
- ・発表から他市町村の各種取り組み・課題をお聞きし、我市の活動に反映したく思います。地域の悩み、高齢化、参加者の減少。
- ・スポーツ推進委員の資質向上に向けての改革は、自分達の方で進めなければならぬという事です。
- ・研修会が終わってもオープンチャットで皆さんの意見を聞ける可能性があることわりと皆んな同じ状況下なので聞きやすい。
- ・推進委員の位置づけや役割などを説明して下さったので、再認識できました。
- ・他市の状況。
- ・課題は高齢化や推進委員の認知不足など共通していた。スポーツ庁などが予算をかけてスポーツ推進委員の存在をアピールしないと市町村では限界があると思う。
- ・多くの自治体で推進委員の高齢化が見られ、なかなか組織の新陳代謝が測れない実情であると学びました。
- ・それぞれが積極的な活動しているように感じた。
- ・茨木市はそのまま進んでいきます。
- ・ダメ元でも意見を出すことで変わっていきける可能性がある事です。
- ・グループワークの「テーマについて思いつくこと」をアセンに書いて地域の課題を書き解決の具体的な課題を考えるところがよかった。

**問5.本日の研修で学んだことを地域でどう活かすことができるかと思えますか。具体的にお願いします。**

- ・まだわからない。
- ・自分の地域で活かしていきたいです。スポーツ推進の名前を使ってどこまでできるかを明確にしていなければ、出来ることを考えられますが、なんでも出来ませう。その為には1から作り上げて行きますよとなると、時間もかかりますので、得策ではないと感じました。組織化されているので、即、出来る事が何か知りたいたいです。
- ・コロナ禍で、なかなか活動出来ないですが、積極的に参加できる研修で、得策ではないと感じました。組織化されているので、即、出来る事が何か知りたいたいです。色んな接し方を考え、話す事の大切さを実感。健康に繋がる場を、考えて行きたいです。
- ・地域の地域では新スポーツを取り入れ子供から高齢者に好かれる推進委員になれるように努力したいです
- ・学ぶと言うより、今直面しています。若い方にも参加して頂きたいです。
- ・体力テスト、1回チャレンジするかな？
- ・スポーツ推進委員を公募している市長村が参考になりました。
- ・我協議会内で「三研修会」を開催すれば、本音や課題を確認出来るだけでなく、本人の自覚向上、協議会の方向性にも繋がるのではないかと考えています。
- ・推進委員の任期、選出方法等～グループワークから。
- ・積極的に働きかける切っ掛けと立案が具体的に出来るようになると思います
- ・役員会で障がい者との取り組みの強化する。
- ・他市との交流や情報交換を活発に出来る様な環境を構築し、これまで以上に地域の方々にスポーツを楽しんで頂けるお手伝いを目指します。
- ・まずは組織を改変して簡単な事から始めていく。
- ・ライン等を活用し、参加の是非を確認する。
- ・市内の大学などに、若い委員を増やせるようアプローチする
- ・新たな推進委員の選出の仕方や、事業に参加しやすい仕組みを検討したいと思えます。
- ・検討します。
- ・初任者への指導。
- ・何もせずに居るよりは、自分で何が出来るか考えて行動する事です。
- ・地域の活動の中で子どもたちの少子化、高齢化でイベントの参加者が減少している課題を改めて、グループワークに習ってやってみたいと思う。

**問6.その他全体について何かで意見がありましたらお願いします。(取り上げてほしい事柄、開催方法、会場、日程についての要望など)**

- ・オンラインの精度が安定してなくストレスを感じました。
- ・地域のコミュニケーションの一環として、スポーツがあるという認識です。全国で、どのようなスポーツを通じて地域がどんな風に活性化されたのかの事例が知りたいたいです。また、グループワークでも充実した活動ができていないなかつたです。発表でも同じくです。意義のある活動ですが、何故、充実した事例のような模範が出来ないのかの原因も知りたいです。本日は、ありがとうございました。
- ・出来れば、少し早い時間からの開催が良かったです。すみません。
- ・障がい者、特に発達障がいなどの取り組みが進んでいる地区のことが知りたいたいです。
- ・練習場所など、皆さん苦労されてると思います。所属するものにより、格差はあると思います。行政で、何とかありませんか？
- ・同人口の市町村の参考活動事例。
- ・このような機会を設けていただけてありがとうございました。
- ・新型コロナウイルス感染症で、この2年間多くの事業・イベントが中止となり参加された委員歴1・2・3年の方は気の毒に思いました。
- ・地域ごとに差があるので、部引ごとに進んでいる地区の訪問、各種大会の地域ごとに行うなど。
- ・大阪府を地理的に4ブロック程度に分けて、ニュースポーツ研修会という名目で年に1度、市対抗の大会(スポーツ推進委員)をやるのはどうでしょうか？ 割り幅広い年齢層でも楽しめる競技で。(例えばボッチャ、モルックという様な。)
- ・具体的な取り組み事例や、スポーツ人口の増加に繋がったものなどを教えてほしい。
- ・継続して研修会の開催を希望します。
- ・障がい者スポーツへの取り組み。
- ・コロナ禍で開催してくれた事に感謝します。
- ・会場がもう少し近い方がいい。



「府民のスポーツ」各市町村の行事紹介の原稿依頼先一覧

年度	各市町村の行事紹介									
	大阪市	豊能	三島	北河内	中河内	南河内	泉北	泉南		
2 1	大阪市 3 区	豊能町	茨木市	守口市	東大阪市	千早赤阪村	堺市	泉南市		
2 2	大阪市 3 区	箕面市	高槻市	大東市	八尾市	藤井寺市	和泉市	阪南市		
2 3	大阪市 3 区	能勢町	島本町	四條畷市	柏原市	河内長野市	忠岡町	岬町		
2 4	大阪市 3 区	池田市	吹田市	交野市	松原市	太子町	泉大津市	岸和田市		
2 5	大阪市 4 区	豊中市	摂津市	枚方市		大阪狭山市		貝塚市		
2 6	大阪市 4 区			門真市	河南町	富田林市	高石市	熊取町		
2 7	大阪市 4 区			寝屋川市		羽曳野市	田尻町	泉佐野市		
2 8	大阪市 3 区	豊能町	茨木市	守口市	東大阪市	千早赤阪村	堺市	泉南市		
2 9	大阪市 3 区	箕面市	高槻市	大東市	八尾市	藤井寺市	和泉市	阪南市		
3 0	大阪市 3 区	能勢町	島本町	四條畷市	柏原市	河内長野市	忠岡町	岬町		
令和元	大阪市 3 区	池田市	吹田市	交野市	松原市	太子町	泉大津市	岸和田市		
2	大阪市 4 区	豊中市	摂津市	枚方市		大阪狭山市		貝塚市		
3	大阪市 4 区			門真市	河南町	富田林市	高石市	熊取町		
計	2 4	5	5	7	3	9	5	8		

・令和4年度までに全市町村（大阪府は24区）を紹介する。（令和4年度で一回り終了）

・やむをえない場合は、前後の市町村との交代もありとする。

・市町村合併があった場合は、合併した複数市町村の最初の市町村の年度に紹介を行い、以後繰り上げとする。

・令和5年度以降は平成28年度からのローテーションのとおりとする。

※平成28年度以降については、大阪府の区割りに変更がない場合は、現行を踏襲するものとする。

年度別研修会実技・事例・紙上発表一覧表

年度	大阪府										近畿									
	大阪府	豊能	三島	北河内	中河内	南河内	泉北	泉南	大阪府	豊能	三島	北河内	中河内	南河内	泉北	泉南				
4	大阪府	池田市	吹田市	四條畷市	交野市	八尾市	太子町	岸和田市	大阪府	池田市	豊能市	北河内市	中河内市	南河内市	泉北市	泉南市				
5	大阪府	豊中市	茨木市	交野市	八尾市	大阪狭山市	高石市	貝塚市	池田市	豊能市	北河内市	中河内市	南河内市	泉北市	泉南市					
6	大阪府	豊中市	高槻市	門真市	枚方市	松原市	堺市	熊取町	池田市	豊能市	北河内市	中河内市	南河内市	泉北市	泉南市					
7	大阪府	池田市	高槻市	門真市	枚方市	松原市	和泉市	泉佐野市	池田市	豊能市	北河内市	中河内市	南河内市	泉北市	泉南市					
8	大阪府	豊能市	島本町	寝屋川市	枚方市	羽曳野市	泉南市	泉南市	池田市	豊能市	北河内市	中河内市	南河内市	泉北市	泉南市					
9	大阪府	豊中市	吹田市	守口市	八尾市	河内南河内市	阪南市	岬町	池田市	豊能市	北河内市	中河内市	南河内市	泉北市	泉南市					
10	大阪府	豊中市	摂津市	大東市	東大阪市	美原町	高石市	岬町	池田市	豊能市	北河内市	中河内市	南河内市	泉北市	泉南市					
11	大阪府	能勢町	茨木市	四條畷市	柏原市	千早赤阪村	岸和田市	岸和田市	池田市	豊能市	北河内市	中河内市	南河内市	泉北市	泉南市					
12	大阪府	池田市	高槻市	交野市	八尾市	藤井寺市	和泉市	貝塚市	池田市	豊能市	北河内市	中河内市	南河内市	泉北市	泉南市					
13	大阪府	豊中市	島本町	枚方市	東大阪市	河内長野市	忠岡町	熊取町	池田市	豊能市	北河内市	中河内市	南河内市	泉北市	泉南市					
14	大阪府	豊中市	吹田市	枚方市	東大阪市	河内長野市	高石市	熊取町	池田市	豊能市	北河内市	中河内市	南河内市	泉北市	泉南市					
15	大阪府	豊中市	吹田市	枚方市	東大阪市	河内長野市	高石市	熊取町	池田市	豊能市	北河内市	中河内市	南河内市	泉北市	泉南市					
16	大阪府	豊中市	吹田市	枚方市	東大阪市	河内長野市	高石市	熊取町	池田市	豊能市	北河内市	中河内市	南河内市	泉北市	泉南市					
17	大阪府	豊中市	吹田市	枚方市	東大阪市	河内長野市	高石市	熊取町	池田市	豊能市	北河内市	中河内市	南河内市	泉北市	泉南市					
18	大阪府	豊中市	吹田市	枚方市	東大阪市	河内長野市	高石市	熊取町	池田市	豊能市	北河内市	中河内市	南河内市	泉北市	泉南市					
19	大阪府	豊中市	吹田市	枚方市	東大阪市	河内長野市	高石市	熊取町	池田市	豊能市	北河内市	中河内市	南河内市	泉北市	泉南市					
20	大阪府	豊中市	吹田市	枚方市	東大阪市	河内長野市	高石市	熊取町	池田市	豊能市	北河内市	中河内市	南河内市	泉北市	泉南市					
21	大阪府	豊中市	吹田市	枚方市	東大阪市	河内長野市	高石市	熊取町	池田市	豊能市	北河内市	中河内市	南河内市	泉北市	泉南市					
22	大阪府	豊中市	吹田市	枚方市	東大阪市	河内長野市	高石市	熊取町	池田市	豊能市	北河内市	中河内市	南河内市	泉北市	泉南市					
23	大阪府	豊中市	吹田市	枚方市	東大阪市	河内長野市	高石市	熊取町	池田市	豊能市	北河内市	中河内市	南河内市	泉北市	泉南市					
24	大阪府	豊中市	吹田市	枚方市	東大阪市	河内長野市	高石市	熊取町	池田市	豊能市	北河内市	中河内市	南河内市	泉北市	泉南市					
25	大阪府	豊中市	吹田市	枚方市	東大阪市	河内長野市	高石市	熊取町	池田市	豊能市	北河内市	中河内市	南河内市	泉北市	泉南市					
26	大阪府	豊中市	吹田市	枚方市	東大阪市	河内長野市	高石市	熊取町	池田市	豊能市	北河内市	中河内市	南河内市	泉北市	泉南市					
27	大阪府	豊中市	吹田市	枚方市	東大阪市	河内長野市	高石市	熊取町	池田市	豊能市	北河内市	中河内市	南河内市	泉北市	泉南市					
28	大阪府	豊中市	吹田市	枚方市	東大阪市	河内長野市	高石市	熊取町	池田市	豊能市	北河内市	中河内市	南河内市	泉北市	泉南市					
29	大阪府	豊中市	吹田市	枚方市	東大阪市	河内長野市	高石市	熊取町	池田市	豊能市	北河内市	中河内市	南河内市	泉北市	泉南市					
30	大阪府	豊中市	吹田市	枚方市	東大阪市	河内長野市	高石市	熊取町	池田市	豊能市	北河内市	中河内市	南河内市	泉北市	泉南市					
令和元	大阪府	豊中市	吹田市	枚方市	東大阪市	河内長野市	高石市	熊取町	池田市	豊能市	北河内市	中河内市	南河内市	泉北市	泉南市					
2	大阪府	豊中市	吹田市	枚方市	東大阪市	河内長野市	高石市	熊取町	池田市	豊能市	北河内市	中河内市	南河内市	泉北市	泉南市					
3	大阪府	豊中市	吹田市	枚方市	東大阪市	河内長野市	高石市	熊取町	池田市	豊能市	北河内市	中河内市	南河内市	泉北市	泉南市					
5	大阪府	豊中市	吹田市	枚方市	東大阪市	河内長野市	高石市	熊取町	池田市	豊能市	北河内市	中河内市	南河内市	泉北市	泉南市					

○・・・府事例発表、近畿参加報告(府民のスポーツ) ●・・・府事例発表、府参加報告(府民のスポーツ) ☆・・・近畿シンポジウム等発表

H30 ポ:はポスターセッション

# 令和4年3月分島本町スポーツ推進委員協議会

日時：令和4年3月10日(木)

午後7時00分から午後8時00分

会場：町立体育館研修室

事務局出席：安藤次長 藤井主査

- 生涯学習課あいさつ
- 会長あいさつ

## 1 案件

- (1) ニュースポーツ体験教室について
  - ・ 3月20日(日)マウンテングラウンドゴルフ実施。
  - ・ 4月17日(日)は町立体育館で研修を実施する。
- (2) スポ推だより(第6号)について
  - ・ 事務局から各小中学校等に配布済み。
- (3) 地域におけるスポーツ振興について
  - ・ 特になし
- (4) その他
  - ・ 特になし

次回開催日等 4月14日(木) 午後7時00分から 町立体育館研修室